

大正区地域防災計画

令和 2 年 9 月改訂
大 正 区 役 所

目 次

1-1	目的及び災害想定	1
1.	本計画の目的	1
2.	災害想定	2
1-2	地震・液状化	3
1-3	津波	7
1-4	火災・事故	8
1-5	内水氾濫	9
1-6	高潮	10
2	組織体制	11
1.	区の災害応急対策組織の設置基準	12
2.	区警戒本部の組織	12
3.	緊急区本部員の指名	13
4.	区警戒本部の設置等の報告	13
5.	区警戒本部の設置者及び設置場所	14
6.	市本部への市本部連絡員の派遣	14
7.	区警戒本部の廃止・報告	14
3	動員体制	15
1.	区職員の動員基準	15
2.	動員編成表	15
3-1.	区職員の動員（震災対策編）	19
3-2.	区職員の動員（風水害等対策編）	20
4.	緊急区本部員、直近参集者への対応	21
5.	勤務時間内における動員指令の方法・文例	21
6.	勤務時間外における緊急区本部員の招集又は動員指令の方法（連絡網等）	21
7.	動員の報告	22
8.	応援職員の動員要請	20
9.	区役所への参集職員による初期対応計画（防災業務の優先順位）	20
4	災害情報収集・伝達	23
1.	情報収集体制及び伝達系統の確立	23
2.	収集すべき情報	25
3.	災害発生時情報の収集・報告	25
4.	被害情報の収集・報告	25
5	通信の運用	26
1.	区関連通信手段の現況と管理体制	26
2.	勤務時間外における通信手段の確保	26
3.	非常用電源等の措置責任者	25
4.	修理業者等への対応計画	27
6	応援要請	28
1.	区内事業所等との連携	28
7	自主防災組織	29
1.	総合防災訓練への参加	29
2.	自主防災組織の装備	29

3.	地域防災リーダーとの協力	30
4.	地域防災リーダーの活動	30
8	ボランティアの調整	33
1.	災害時におけるボランティアの調整	33
9	災害広報	34
1.	区本部が実施する緊急広報	34
2.	区が実施する緊急広報内容	34
3.	一般広報の手続き	35
4.	区が実施する一般広報内容	35
5.	広報内容の職員への徹底	35
6.	一般広報に対する自主防災組織等の協力計画	36
10-1	避難対策	37
1.	避難の勧告、指示	37
2.	避難の誘導及び移送	38
3.	住民への情報伝達	40
4.	災害時避難所の開設	40
10-2	避難施設	41
1.	避難場所	41
2.	避難所	42
3.	広域避難場所の管理	43
4.	災害時避難所及び一時避難場所の管理	43
★	「避難者受入業務実施細目」	44
11	避難行動要支援者に関する対策	47
1.	避難行動要支援者情報の把握、管理	47
12	ターミナル駅周辺の滞留者対策	49
1.	災害時協力協定の取組み	49
13	外国人に関する対策	49
1.	防災知識及び災害情報の周知	49
14	港湾等における津波防災対策	50
15	消防体制	51
1.	消防活動	51
16	医療・救護	52
1.	救護所設置の報告	53
2.	医療救護班派遣要請	53
3.	長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営	53
4.	保健師等による健康相談	54
17	防疫・保健衛生活動	55
18	物資の確保と供給体制	57
1.	応急給水計画	57
2.	食料の供給	58
3.	生活物資の供給	60
19	行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬	61
1.	行方不明者の捜索、遺体の処理、火葬	61
2.	遺体仮収容（安置）所の設置	62

3.	遺体の収容・身元確認	62
4.	遺体の処理	62
5.	民間への協力要請	63
2 0	警備体制	64
2 1	広聴	64
1.	災害時避難所等における臨時相談所の開設	64
2.	区本部における相談対応	65
3.	災害時避難所等における相談内容等の聴取	65
4.	災害時避難所等における相談内容等の報告	65
2 2	義援金品の受入・配分	65
1.	区本部における義援金受入れ・配分	65
2.	区本部における義援品受入れ・配分	65
2 3	災害救助法の適用	66
1.	全市の災害救助法適用基準	66
2.	被災世帯調査体制	66
3.	罹災証明・被災証明の発行手続き	66
2 4	公共施設の災害復旧対策	66
1.	施設及び利用者の安全確保	66
2.	報告	66
2 5	地区防災計画との連携	67
1.	地区防災計画の目的	67
2.	地区防災計画の位置づけ	67
2 6	事業者の責務・役割	67
1.	防災マニュアルの作成	67
2 7	自助のとりくみ	68
1.	家庭での備え	68
2.	地震が起きたら	74
3.	津波避難ビル・津波避難マップ	76
4.	感染症対策を講じなければならない場合の避難行動	77
付属（東海地震編）		78
1	東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策	79
1.	区警戒本部の設置	79
2.	応急対策要員の動員	79
3.	東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達	79
2	警戒宣言時の応急対策	80
1.	区本部の設置	80
2.	職員に対する措置	80
3.	市民に対する周知	81
4.	応急対策（共通事項）	82
5.	応急対策（区本部）	83
付属（南海トラフ地震防災対策推進計画）		85
1	地震発生時の応急対策	86
1.	区本部の設置・地震発生時の応急対策	86

1－1 目的及び災害想定

1. 大正区地域防災計画の目的

大正区地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、区民の生命、財産、経済活動等に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に対処するため、大阪市地域防災計画（以下、「市計画」という。）に基づき、市計画を補完するものとして「自分の身は自分で守る」という「自助」を基本とし、その「自助」を「互助・共助」、「公助」でサポートしていくという大きな方向性のもと、大規模災害時に区民の皆さんをはじめ、区役所及び各防災関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう自助、互助・共助、公助の役割をもとに、大正区の特性を踏まえた防災対策を強化し、防災意識と地域防災力の向上を図ることを目的として作成しているものです。

2. 災害想定

本要領において想定する災害は、市計画に定める以下の災害とする。

- （１）地震による災害
- （２）津波による災害
- （３）風水害【ア 大雨による災害、イ 高潮による災害、ウ 強風による災害】
- （４）火災等【ア 大規模火災、イ 地下街、高層建築物等における災害】
- （５）危険物等災害
- （６）海上災害
- （７）航空災害
- （８）道路災害
- （９）鉄道災害
- （１０）その他の災害

【大正区の人口・世帯数と地理的条件】

大正区は市の南西部に位置する区で、大阪湾に面して尻無川と木津川、岩崎運河に三方を囲まれ、過去台風等による高潮で大きな被害を受けました。

大正区の面積 9.43平方キロメートル

人口 63,062人

世帯 29,684世帯

(令和元年7月1日現在 大阪市HP 大阪市都市計画局 推計人口より)



【大正区で想定される災害】

- ・ 地震・液状化
- ・ 津波
- ・ 火災・事故

1－2 地震・液状化

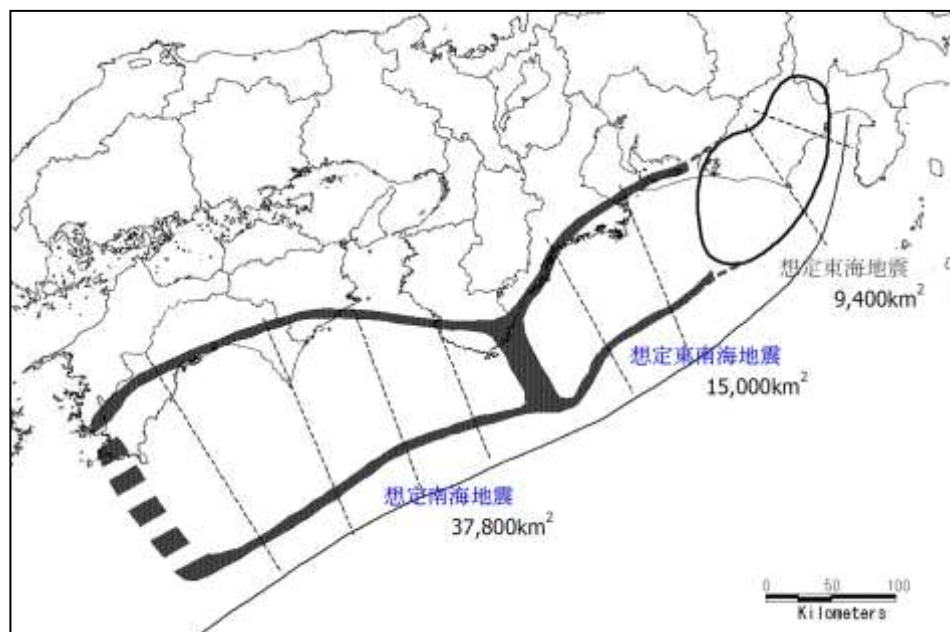
【海溝型地震】

海溝型地震とは大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側プレートの下に 潜り込もうとする海側プレートに引きずられて、たわんだ大陸側プレートが跳ね 返って発生する地震のことです。



- ・ 海洋プレートが大陸プレートの下へ潜り込もうとします。（人間の爪が伸びる速度と同じくらいとされています）
- ・ その力に耐えきれなくなった大陸プレートが元の位置に戻ろうと跳ね上がった瞬間、地震と津波が発生します。

南海トラフ説明図（東海、東南海、南海地震の想定震源域）



（市計画 震災編より）

※海溝である「南海トラフ」で起こる地震は津波が発生するおそれがあります。

※南海トラフ以外の太平洋で起こる地震により、揺れ、津波が大阪にも影響することがあります。

大正区には、１１７分で津波の到達が予想されています。

例 ①東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（２０１１年３月１１日）

大阪市域の震度２～３、大阪府沿岸に津波注意報

②チリ中部沿岸地震（２０１０年２月２７日）

大阪府沿岸に津波注意報（２０１０年２月２８日）

◎大正区における地震規模及び被害想定

地震の名称	地震規模 (マグニチュード)	大正区で想定される被害等					
		震度	大阪港への 到達時間	津波の高さ (※)	津波が到達 する高さ	死者 (注)	建物の 全半壊
南海トラフ 巨大地震	9.0～9.1	6弱	117分	最大3.7m	OP+5.9m	6,860名	10,159棟 (津波)
				(海岸線から沖合約30m地点 における津波水位)			

出典：大阪府防災会議南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会(平成25年度)作成の被害想定より抜粋
※OP：Osaka Peilの略称で大阪湾沿岸淀川流域の測定の基準（0.P+0.0mは、大阪湾最低潮位）

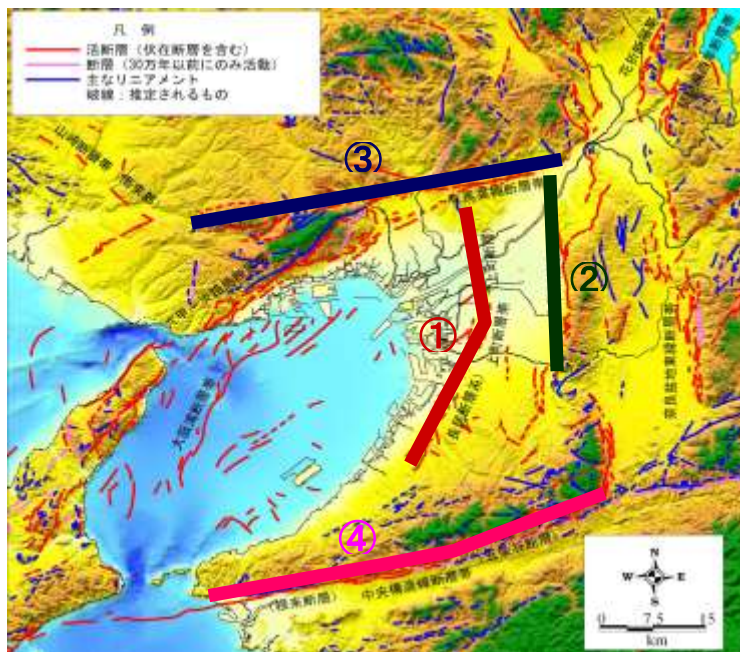
（注）南海トラフ巨大地震による想定死者6,860名については、冬の18時に地震が発生し早期に避難しなかった場合の想定数であり、避難を迅速化した場合の想定死者数は103名となる。

大正区防潮施設の状況



【直下型地震】

直下型地震とは内陸部の活断層により発生し、震源が比較的浅い地震のことです。規模は小さくても被害が大きくなりやすい地震です。



- ①上町断層帯
→上町断層帯地震
- ②生駒断層帯
→生駒断層帯地震
- ③有馬高槻断層帯
→有馬高槻断層帯地震
- ④中央構造線断層帯
→中央構造線断層帯地震

(市計画 震災編より)

※「活断層」…最近の時代まで活動していて、将来も活動する可能性のある断層

※「断層」…地層または岩石中の割れ目を境にし、両側が相対的に変位することを断層運動といい、この断層運動が起きた割れ目を断層といいます。

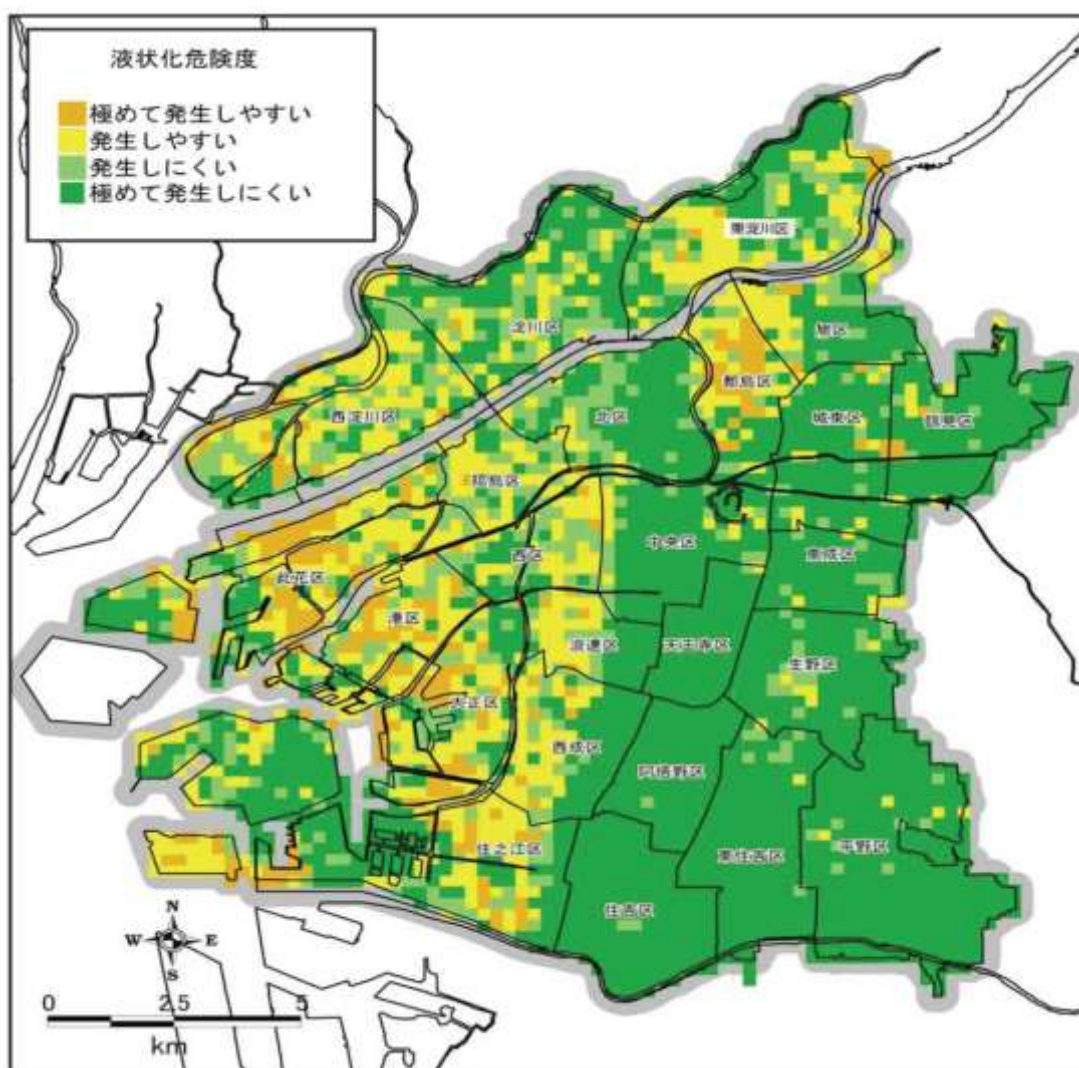
活断層の名称	地震規模	大正区において想定される被害等		
		震度	死者数	建物の全半壊
上町断層帯	M7.5～7.8	6強	192	8,341
生駒断層帯	M7.3～7.7	6弱	23	4,662
有馬高槻断層帯	M7.3～7.7	5強	0	370
中央構造線断層帯	M7.7～8.1	5弱	0	39

◎大正区において想定される内陸活断層による地震被害は次のとおりです。

(市計画 震災編より)

【液状化予測図（海溝型地震）】

地震による地盤の液状化については、内陸活断層による地震のタイプ、海溝型地震タイプがあります。海溝型地震の方が液状化の発生しやすい傾向にあることから、次のとおり海溝型地震による液状化の予測図を示します。



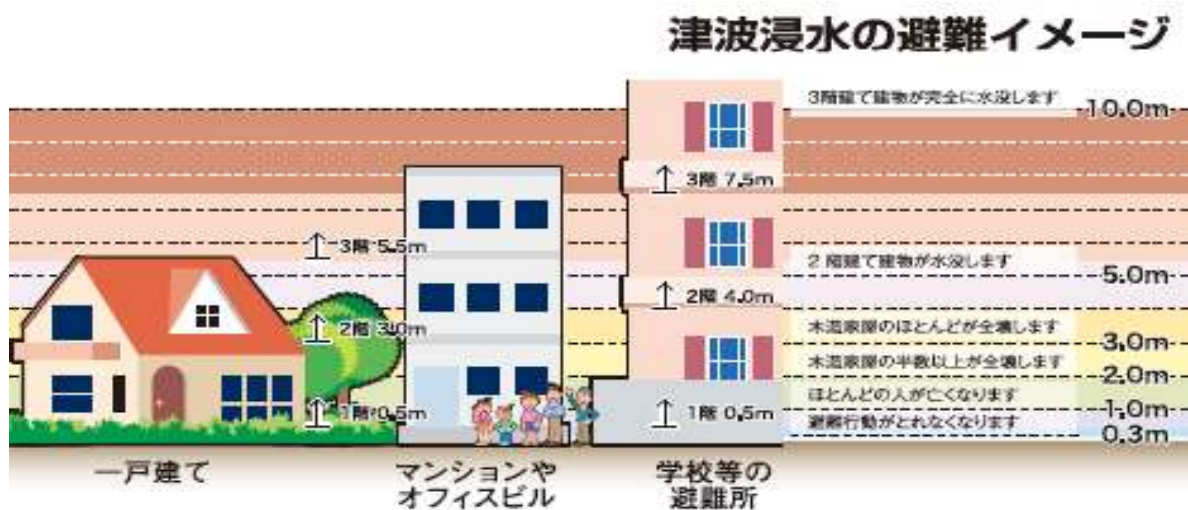
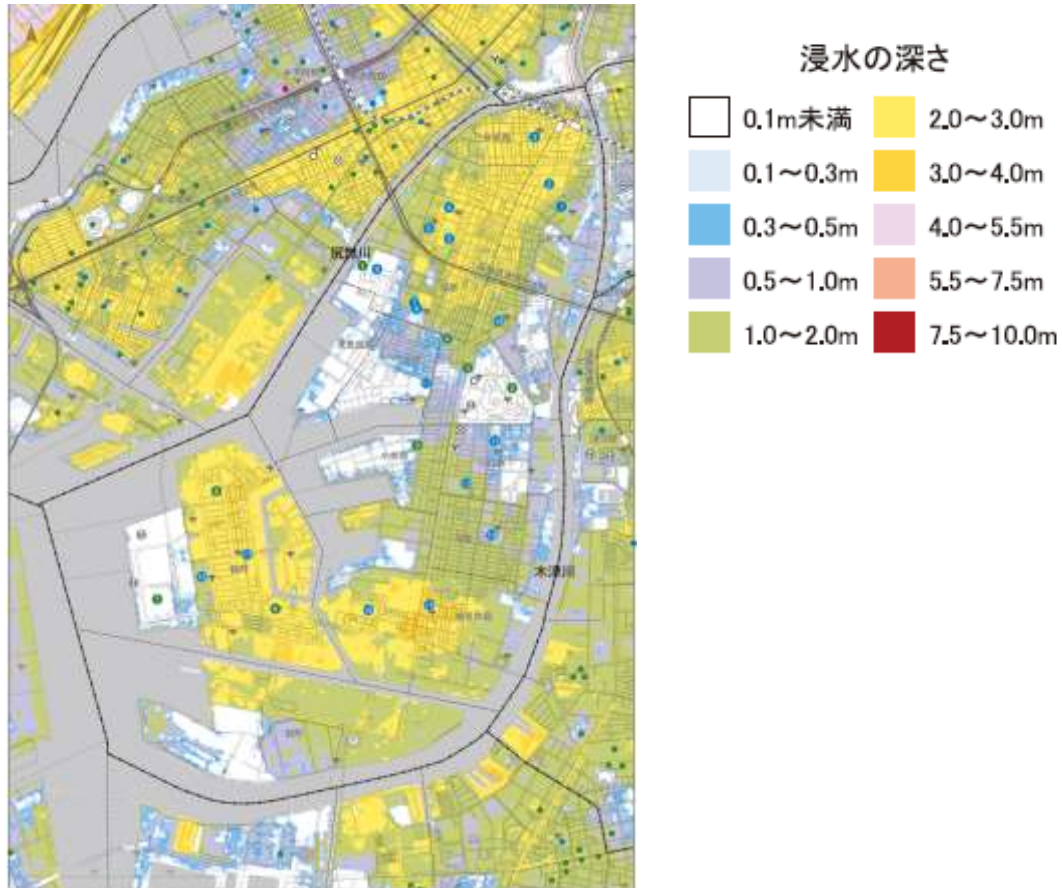
(市計画 震災編より)

1－3 津波

津波とは地震や海底火山の噴火等によって生じる非常に波長の長い波のことです。海岸に近付くと急に波高を増し、港や湾内で異常に大きくなります。

津波浸水想定区域図（南海トラフ巨大地震が発生した場合）

（夜間開放されている防潮扉などが閉まらなかった場合に、満潮時津波による浸水が起きた場合を予測したものです）



（大正区水害ハザードマップより）

1－4 火災・事故

住宅・ビル等の火災、道路交通の事故、鉄道事故、ヘリコプター・航空機の墜落、船舶の事故、石油・ガス・化学物質の漏れ、爆発等が発生した場合、さらなる延焼等による二次災害の発生確率が高くなります。

また、原因を特定しにくい有毒ガスの漏れ等は、危険を見つけにくく被害を受けやすいです。

これらの現場においては安全確保のため「警戒区域」が設定され、区域外への避難が呼び掛けられます。現場対応を行う関係機関職員の指示に従い、速やかに区域外へ避難してください。

1－5 内水氾濫

大正区は、周辺を堤防・水門により守られていますが、内水氾濫の水害が発生すると想定されています。

内水氾濫とは、市街地に降った雨が側溝や下水道、排水路で流しきれなくなり、建物や土地・道路が雨水につかってしまうことです。大正区では、ゲリラ豪雨などにより、一部の地域で内水氾濫による浸水が発生しています。

また、海に面しており台風や低気圧の接近に伴う高潮や強風にも注意が必要です。

風水害から身を守るためには、テレビやラジオ、電話（１７７）、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報や、区役所・消防署からの情報に注意しましょう。

不要不急の外出は控え、やむを得ず外出する際は、天気予報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにしましょう。特に堤防・海辺・河川の見物は事故のもとです。

浸水想定区域

（想定雨量） 時間最大 93mm

総降雨量 567mm



浸水の深さ			
	0.1m未満		2.0～3.0m
	0.1～0.3m		3.0～4.0m
	0.3～0.5m		4.0～5.5m
	0.5～1.0m		5.5～7.5m
	1.0～2.0m		7.5～10.0m

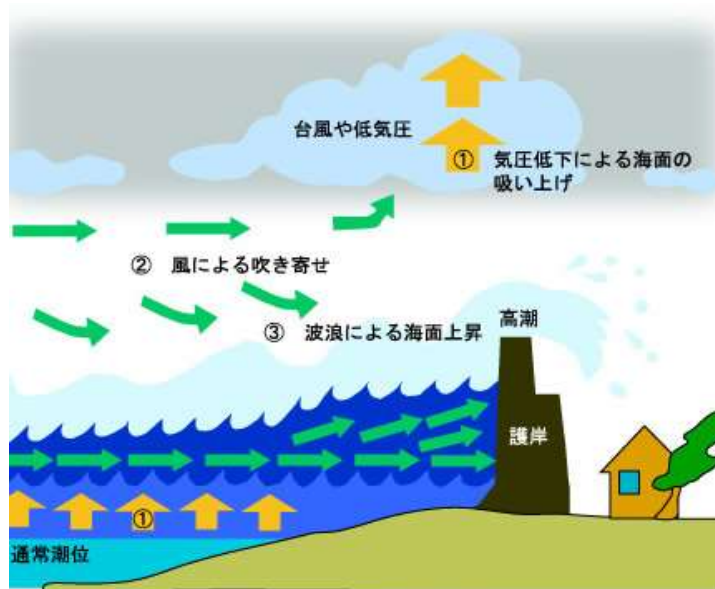
（大正区水害ハザードマップより）

1－6 高潮

高潮発生仕組み

台風発生時に現れる強い風により海や川の水が高く吹き飛ばされることにより高潮は発生します。大正区では古くからこの高潮により浸水等の水害に襲われてきました。

高潮も津波と同様、警報等が発令された時は高い場所へ避難してください。



2－1 組織体制

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第1節 組織体制】

1. 大阪市災害対策本部、大阪市災害対策警戒本部及び現地災害対策本部の設置

(1) 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置基準

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認めるときは、災害対策本部を設置する。

- ア 市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき
- イ 大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき
- ウ 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2) 大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）の設置基準

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

- ア 市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき
- イ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ その他危機管理監が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

(3) 現地災害対策本部

一定の地域において、大規模な被害が発生又は相当規模の被害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときに設置する。

- ア 大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき
- イ 相当規模の被害が広範囲にわたって発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき

(4) 情報連絡体制

市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときに設ける。

- ア 市域に津波注意報が発表されたとき（注）
- イ その他危機管理監が必要と認めたとき

注）危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象の区の間で体制を設け、活動状況等により変更する。

1. 区の災害応急対策組織（大正区災害対策本部及び大正区災害対策警戒本部）の設置基準

（1）大阪市大正区災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、大阪市大正区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

ア 市本部が設置されたとき。

イ その他大正区長（以下、「区長」という。）が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

（2）大阪市大正区災害対策警戒本部

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、区災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において、大阪市大正区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置する。

ア 市警戒本部が設置されたとき。

イ その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は危機管理監に報告すること。

資料 1 大阪市災害対策本部組織図

【各災害対策本部をまとめて記載する場合の表示】

※本計画では、市本部及び区本部の各災害応急対策組織をまとめて記載する場合、次のとおり表示しています。

（ア）大阪市災害対策本部及び大阪市災害対策警戒本部 ……市警戒本部

（イ）大正区災害対策本部及び大正区災害対策警戒本部 ……区警戒本部

2. 区（警戒）本部の組織

（1）組織

区（警戒）本部の事務を分掌させるため、区（警戒）本部に班及び隊を置く。

区本部の班及び隊の名称及び分掌事務については、資料 3 のとおりとする。

区災害対策警戒本部の分掌事務については、資料 3 のうち必要なものとする。

区（警戒）本部長は、自主防災組織等その他の団体を区（警戒）本部の組織に加えることができる。

資料 2 区本部の組織図

資料 3 区本部の班名称及び分掌事務

【区本部において、資料 2 と異なる班編成をとる場合の注意点】

区本部において資料 2 と異なる編成をとる必要がある場合には、下記区分に応じ、遅滞なく報告することが必要です。報告には、防災情報システムや無線 F A X 等を使用してください。

ア 区本部の場合 ……市本部長（市長）

(2) 区（警戒）本部長等の職務

区（警戒）本部長等の職務は、以下のとおりとする。

区本部長等の職務		
区（警戒）本部長	大正区長	市（警戒）本部長の命を受け、区（警戒）本部の事務を総括し、区（警戒）本部の職員を指揮監督する。 区本部の場合は、区内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。
区（警戒）副本部長	大正区副区長	区（警戒）本部長を補佐し、区（警戒）本部長に事故あるときはその職務を代理する。
緊急区本部員	指名された職員	勤務時間外に地震が発生した場合、初期段階において区本部の運用を行い、区本部長を補佐する。

3. 緊急区本部員の指名

緊急区本部員は、勤務時間外に地震が発生した場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員とする。

4. 区（警戒）本部の設置等の報告

(1) 市（警戒）本部は、市（警戒）本部を設置したことを各区に連絡し、区（警戒）本部は、区（警戒）本部を設置後、速やかに市警戒本部に報告する。（※）

連絡・報告は、大阪市防災情報システム、電話又は無線により行う。

※ 区警戒本部の設置等の報告先			
区 分	報告先	有線電話	無線
区本部を設置したとき	市長（危機管理室）	06-6208-7603	5274（FAX） 5282（電話） 23（MCA無線）
区警戒本部 を設置したとき	危機管理監（危機管理室）	06-6208-7388	5274（FAX） 5222～5224 （電話） 15（MCA無線）
1. 区（警戒）本部を設置した日時 2. 区（警戒）本部を設置した場所 3. 区役所の被害状況（庁舎、通信施設等） 4. 職員の体制（参集職員の状況等） 5. その他参考事項			

5. 区（警戒）本部の設置者及び設置場所

区（警戒）本部長は、区（警戒）本部を以下の場所に設置する。なお、当該場所が使用できなくなった場合には、次の代替場所に区警戒本部を設置する。

区（警戒）本部設置場所

区分	設置予定場所	代替予定場所
区本部	大正区役所 5階501会議室	市立大正会館 (コミュニティセンター)
区警戒本部	大正区役所 防災担当事務室	同上

6. 市本部への市本部連絡員の派遣

- (1) 区本部長が指名する職員は、市本部が設置された場合、市本部連絡員室に常駐し、自己の所属する区本部との連絡にあたる。
- (2) 市本部連絡員は、勤務時間外において市本部が設置される基準に該当する場合、区本部長の指示がなくても、市本部連絡員室（市庁舎5階大応接室）に直接参集する。（※注）
- (3) 区本部長は、市本部連絡員に事故がある場合には、代替要員を派遣する。

※注 動員発令時、市本部の災害応急対策組織が市（警戒）本部の場合、市本部連絡員の指名を受けている職員は、区役所に参集すること。

7. 区（警戒）本部の廃止・報告

- (1) 市（警戒）本部が設置されている場合
市（警戒）本部長が認めたときに廃止する。

8. 感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策を講じなければならない場合について

- (1) 区本部の設置場所

「5.」の記載に関わらず、大正区民ホールに設置する。

- (2) 感染症対策

区（警戒）本部の職員は、区（警戒）本部での事務を行うにあたっては、手洗い・手指のアルコール消毒、咳エチケットの徹底、及びマスクの着用といった感染症対策を取ることにする。

3 動員体制

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第2節 動員体制】

1 職員の動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

種別	災害状況	動員人員
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長並びに指定職員※
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員

※指定職員

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する(3号動員の指定職員には、所属長が自らを指定することができる)。

1. 大正区役所職員の動員基準

- (1) 大正区役所職員（以下、「区職員」という。）の動員は、大阪市地域防災計画に定める上記動員基準表により行うものとする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、上記動員基準と異なる動員体制をとることができる。

2. 動員編成表

- (1) 区長は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告する。
- (2) 区長は、区職員に対し動員計画を周知するとともに、区職員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておく。
- (3) 区職員は、地域防災計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

● **基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第2節 動員体制】**

1. 動員

ア. 市域で震度6弱以上（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に大津波警報が発表されたときは、1号動員とする。

勤務時間外にあっては、職員は速やかに、次に定める区分により自動参集する。

① 所属参集 本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員（各所属長が別に定める）は、自己の勤務する場所等に自動参集する。

② 直近参集 所属参集以外の職員は、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所・事業所等に自動参集し、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

イ. 市域で震度5強・5弱（気象庁発表）を観測したとき、又は大阪府域に津波警報が発表されたときは、2号動員とする（注）。勤務時間外にあっては、職員は自己の勤務する場所等に参集する。

なお、震度5強の場合、上記ア②の直近参集に該当する者については、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集し、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。

ウ. 市域で震度4（気象庁発表）を観測したとき

3号動員とする。

勤務時間外にあっては、自己の勤務する場所等に自動参集する。

エ. 大阪府域に津波注意報が発表されたとき（注）、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき

4号動員とする。

勤務時間外にあっては、職員は自己の勤務する場所等に自動参集する。

注）津波警報及び津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

オ. 防潮扉及び水門閉鎖要員について

（ア） 参集の基準

勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき

（イ） 参集場所

指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたること。

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。

カ. 緊急本部員・緊急区本部員について

（ア） 参集の基準

勤務時間外に市域で震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき（阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員については、震度6弱以上を観測したとき）

（イ） 参集場所

指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。

表 動員体制一覧

震度等	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上 大津波警報	1号動員	全員	直近参集／所属参集
震度5強 津波警報 ^(注)	2号動員	所属長 並びに指定職員	直近参集／所属参集
震度5弱			所属参集
震度4	3号動員	指定職員	所属参集
津波注意報 ^(注) 南海トラフ地震臨時情 報(巨大地震警戒、又 は巨大地震注意)発表	4号動員	指定職員	所属参集

(注) 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。

【語句説明】

● 緊急区本部員及び直近参集について

区本部に短時間・徒歩等により出勤可能な者が指定され、夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、区本部員による体制が確立されるまでの間、初期活動にあたる。

・ 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な区職員から、区長が指名した職員。

・ 直近参集

勤務時間外に地震が発生した場合、区役所以外の職員で区本部（居住地に近い区役所）へ徒歩等により出勤可能な職員として各所属が指名した職員。

● 防潮扉及び水門閉鎖要員

港湾局主管の防潮扉等の近傍に居住する職員で組織され、勤務時間外における同防潮扉閉鎖・閉鎖確認作業を行う。

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第2節 動員体制】

1. 動員

ア 台風時等以外で事前に災害が予測できない場合

(ア) 市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき

1号動員の指令があったものとみなす。勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。

(イ) 市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、又は大雨警報、洪水警報が発表されたとき4号動員の指令があったものとみなす。

勤務時間外にあっては、職員は速やかに所属参集する。ただし、大雨警報、洪水警報が発表されたときは、危機管理室、区役所の職員の動員とし、その他所属は各自が定める計画等に基づく。

イ 台風時等で事前に災害が予測できる場合

台風が市域に接近する前に気象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合には、危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制（組織体制・動員体制）と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。

なお、動員の目安としては次のとおりとする。

(ア) 府域に強い台風^{注1)}が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき、又は同等の事態が発生する恐れがあるとき1号動員を目安とする。

注) 府域の予想最大風速（陸上）が30m/s以上を目安とする。

(イ) 府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき3号動員を目安とする。

ウ 洪水予測・水位到達情報が発表された場合

洪水予報及び水位到達情報については、「第4節災害情報の収集・伝達」による。また、それぞれの段階における避難情報発令の判断については「洪水予測河川及び水位周知河川に関する避難勧告等実施要領」による動員の対象は、危機管理部、人事部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に限定し、状況により拡大する。

(ア) 避難情報を発令するおそれがあるとき

3号動員の指令を発する。

(イ) 避難情報を発令したとき

2号動員の指令を発する。

いずれも職員は所属に参集する。

エ 緊急本部員・緊急区本部員の参集

緊急本部員・緊急区本部員は勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

動員体制一覧表

動員基準	動員	動員人員	参集場所
・府域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるとき ^{注1)} ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき	1号動員	全員	所属参集
・避難情報 ^{注2)} を発令したとき	2号動員	所属長並びに指定職員	所属参集
・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき ^{注3)} ・避難情報 ^{注2)} を発令するおそれがあるとき	3号動員	指定職員	所属参集
・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・大雨・洪水警報が発表されたとき ^{注4)}	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速（陸上で30m/s以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 台風時以外の河川氾濫の避難情報発令による動員対象は危機管理部、人事部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、港湾部、消防部、教育部と避難対象の区とし、状況により変更する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

3-1. 区職員の動員（震災対策編）

（1） 市域で震度6弱以上または大阪府域に大津波警報が発表された場合

区職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したときまたは大阪府域に大津波警報が発表（気象庁発表）されたときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに自己の勤務する区役所に自動参集する「所属参集」を原則とする。

ただし、交通事情等によりどうしても自己の勤務する区役所に参集できない場合は、直近参集と同じく自己の居住地に近い区役所等に自動参集する。なお、自己の勤務する区役所に自動参集できない場合には、できる限り自己の勤務する区本部の指示をあおぐこと。

（2） 市域で震度5強・5弱または大阪府域に津波警報の場合

指定された区職員は、勤務時間外に本市域において震度5強・5弱（気象庁表）を観測したとき、または大阪府域に津波警報が発表されたときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する区役所に自動参集すること。

（3） 市域で震度4の場合

指定された区職員は、勤務時間外に本市域において震度4（気象庁発表）を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する区役所に自動参集すること。

（4） 大阪府域に津波注意報が発表されたとき、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）の場合

指定された区職員は、勤務時間外に大阪府域に津波注意報が発表されたとき、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）が発表されたときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する区役所に自動参集すること。

（5） 緊急区本部員の自動参集

緊急区本部員は、勤務時間外に本市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき、または大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたときは指定された区役所に自動的に自動参集すること。

（6） 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難である者については、参集を免除する措置をとる。なお、参集不能又は困難者は、必ず区本部へ連絡を行うこと。

※ 地震の震度は、テレビやラジオ等の震度情報（気象庁発表の情報）をもとにします。
大阪市内において震度4以上を観測した場合、上記の参集基準に該当すると判断してください。

※ 勤務時間外において、職員は、テレビ、ラジオ等で自ら地震情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集します。

(7) 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

本要領2-2 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応 1. 震度3以下の地震又は遠地地震による津波発生時における区の組織体制に定めるとおりとする。

資料4 職員参集フロー

3-2. 区職員の動員（風水害等対策編）

- (1) 市域に特別警報が発表された場合、または府域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがある場合

区職員は、勤務時間外に本市域で特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表（気象庁発表）されたときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに自己の勤務する区役所に自動参集する「所属参集」を原則とする。また、府域に強い台風が上陸、あるいは接近する恐れがあるときは、警戒体制検討会議で決定された動員体制に基づき、速やかに自己の勤務する区役所に参集すること

- (2) 避難情報を発令した場合

指定された区職員は、勤務時間外に避難情報を発令したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する区役所に自動参集すること。

- (3) 府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき、または避難情報を発令するおそれがある場合

指定された区職員は、府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき、または避難情報を発令するおそれがあるときは、警戒体制検討会議で決定された動員体制に基づき、速やかに自己の勤務する区役所に参集すること。

- (4) 台風時以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合、または大雨警報、洪水警報が発表された場合

指定された区職員は、台風時以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、または大雨警報、洪水警報が発表されたときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する区役所に自動参集すること。

(5) 緊急区本部員の自動参集

緊急区本部員は、勤務時間外に風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置ときは指定された場所に本部からの連絡により参集すること。

(6) 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難である者については、参集を免除する措置をとる。なお、参集不能又は困難者は、必ず区本部へ連絡を行うこと。

4. 緊急区本部員、直近参集者への対応

(1) 緊急区本部員

緊急区本部員体制は、所属参集者等の体制が整うまでのものとし、緊急区本部員の職務解除の時期は、区本部長の判断によるものとする。

(2) 直近参集者

所属参集者の参集が図られ、区本部長が区役所の所属参集による防災体制が確保されたと判断した時期をもって、直近参集者は一旦所属に戻る。

※ 自動参集には、「所属参集」と「直近参集」がありますが、原則として区役所の職員の場合は、すべて「所属参集」となります。また、震度6弱以上を観測したと発表された場合、他所属の職員の中に、区役所へ「直近参集」する人もいます。これらの参集職員は、早期に参集した区役所職員とともに初期初動対策を実施してもらうことになります。

5. 勤務時間内における動員指令の方法・文例

勤務時間内において指令が発せられたときは、区長から区職員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を行い速やかにその旨周知する。

資料5 勤務時間内における動員指令発令時の庁内放送文例

6. 勤務時間外における動員指令の方法（連絡網等）

- (1) 勤務時間外において動員指令が発せられたときは、区長は直ちに区職員を召集する。
- (2) 区長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、区長において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

7. 動員の報告

(1) 市（警戒）本部長への動員報告の時期・内容は下記のとおりとする。

市警戒本部長への動員報告の時期・内容

【報告の時期】

ア 区本部の場合

(ア) 地震等による自動参集の開始又は動員指令発令後30分以内に即報する。

(イ) 即報以降6時間までは、1時間おきに報告する

(ウ) 6時間以降24時間までは、3時間ごとに報告する。

(エ) 24時間以降は、総務局長に対する「動員報告書」による。

イ 区警戒本部の場合は、動員指令発令後、速やかに報告する。

【報告の内容】

ア 動員状況集計時刻、イ 参集職員数、ウ うち、課長級以上職員数

(2) 区本部長は、区職員の「動員報告書」（勤務表）を毎日作成し、市本部の危機管理監に報告する。

資料6 動員報告書

(3) 直近参集職員に対しては、出勤時及び退庁時に「動員日報」の記入を指示する。

なお、当該日報を数日分まとめて、当該所属長あて送付するものとする。

資料7 直近参集職員動員日報

8. 応援職員の動員要請

区本部長は、災害応急対策活動を実施するに際し、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長（人事室長）に要請する。

9. 区役所への参集職員による初期対応計画（防災業務の優先順位）

自動参集基準又は動員指令によって区役所に参集した職員は、資料8 災害発生時における区役所の業務概要、及び行動マニュアル（別冊）に基づいて初期初動対策を実施する。

資料8 災害発生時における区役所の業務概要

4 災害情報収集・伝達

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第4節 災害情報の収集・伝達】

1 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 実施体制

市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各部及び各区本部並びに各防災関係機関は、それぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。

また、各部及び各区本部は、市本部連絡員と災害情報連絡主任（災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号）との連絡を密にし、災害対策本部を所掌する危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図らなければならない。

(2) 情報収集体制の確立

ア 市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を図る。

イ 区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情動的に孤立しやすい地区について、事前配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集体制を確立する。

(3) 情報伝達系統の確立

ア 収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定める。

イ 情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。

(ア) 危機管理総合情報システム

(イ) 電話、ファクシミリ

(ウ) 防災行政無線、消防無線等の運用

(エ) テレビ、ラジオ等による広報

(オ) ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集

(カ) バイクや自転車等を用いた伝令

(キ) 衛星電話

(ク) 特設公衆電話

(ケ) 車載公衆電話基地局

(コ) FM放送局との連携

ウ 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うに当たり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システム※や防災行政無線を運用する。

※緊急通報システム

危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。

1. 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 災害情報連絡主任の指定

ア 災害情報連絡主任設置規程（昭和49年通達第18号）に基づき、防災防犯担当課長を災害情報連絡主任に指定する。

イ 災害情報連絡主任は、本市の地域の全部又は一部において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本市に市本部が設けられるまでの間において、災害に関する情報を収集し、災害による被害状況を調査し、市本部の危機管理室（危機管理監）に報告する。

また、本市に市本部が設けられた後には、市本部連絡員と連絡を密にし、応急対策の円滑化を図る。

(2) 市本部連絡員の指定

市本部連絡員は、市本部が設置された場合、市本部連絡員室に常駐し、自己の所属する区本部との連絡にあたる。

(3) 区本部による防災情報システムや防災行政無線等の活用

災害情報連絡主任等の区本部の職員は、防災情報システム（※）や防災行政無線等を活用し、市本部連絡員との連絡を密にするとともに緊急時における防災関係機関との連絡方法に熟知する。

※防災情報システムについては危機管理室「防災情報システム操作手引書」を参照して下さい。

資料9 市本部連絡員室業務分担・連絡先一覧表

資料10 有線・無線電話の使用方法

資料11 区内防災関係機関連絡先一覧表

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第4節 災害情報の収集・伝達】

1. 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

各部及び各本部は、勤務時間内に発生した災害に対しては、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施し、勤務時間外である夜間・休日等において発生した災害に関しては、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

(1) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努める。

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ウ 避難の必要の有無及び避難の状況
- エ 市民等の動向
- オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- カ 建物の損壊状況

(2) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ア 被害状況 | イ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況 |
| ウ 避難所の開設状況 | エ 避難生活の状況 |
| オ 救護所の設置及び活動状況 | カ 傷病者の収容状況 |
| キ 応急給水など応急措置の状況 | ク その他 |

2. 収集すべき情報

(1) 勤務時間内及び勤務時間外の初期情報等収集体制

ア 勤務時間内において地震が発生した場合、調査班による情報収集の他、地域防災リーダー等からの被害状況報告、避難収容班の避難所の状況報告、防災関係機関からの被害状況報告等を収集・整理する。

(2) 勤務時間外

緊急本部員の情報収集班は、上記(1)によるほか、参集してきた職員から参集途上の目視によって得られた被害状況等の情報を収集し整理する。

3. 災害発生時情報の収集・報告

(1) 災害発生時に収集する情報は、概ね次の項目とする。

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ウ 避難の必要の有無及び避難の状況
- エ 住民の動向
- オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- カ 建物の損壊状況
- キ 道路交通状況
- ク 公共交通機関状況
- ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 調査班が災害発生時情報を資料12の様式で集約した後、災害情報連絡主任はその情報を確認し、速やかに市本部に報告する。

4. 被害情報の収集・報告

(1) 調査班は被害状況等報告基準表（被害の認定基準に準ずる）に従って、前記2に加えて、以下の被害情報を収集する。

- ア 被害状況
- イ 避難勧告等又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の開設状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者の収容状況
- キ 応急給水など応急措置の状況
- ク その他

(2) 災害情報連絡主任は、資料13被害状況報告書により被害情報等を市本部に報告する。

資料12 被害状況調査表

資料13 被害状況報告書

5 通信の運用

● 基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第7節 通信の運用】

1. 情報の優先順位

地震発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

ア 第1順位

- (ア) 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
- (ウ) 応援要請等の判断に必要な情報
- (エ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

イ 第2順位

- (ア) 食糧や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
- (イ) 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
- (ウ) 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

ウ 第3順位

- (ア) 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
- (イ) 被災地の災害復旧に関する情報

2. 防災行政無線の通信と統制計画

市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。

1. 区関連通信手段の現況と管理体制

- (1) 区本部の災害対策を実施するうえで、市本部及び各部、区内の防災関係機関との通信手段を確保する。
- (2) 区内の防災関係機関等と連絡不能の場合は、市本部を経由して行うか、職員に無線機等を携帯させ当該機関等に派遣する。
- (3) 地域防災リーダーに配備した防災行政無線機は、常時取扱者及び臨時取扱者を明確にし、月に1回2時間の充電を実施し、取扱者はその使用に習熟するものとする。

資料14 区防災行政無線の構成

資料15 区防災行政無線一覧表

2. 勤務時間外における通信手段の確保

- (1) 勤務時間外に区本部が設置された場合、防災情報システムの端末及び防災行政無線及び有線電話を緊急区本部員が確保する。
- (2) 区本部室等における無線及び有線電話の配置は、事前の計画に基づき速やかに行う。

● **基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第1章 活動体制 第7節 通信の運用】**

1. 通信設備の応急復旧

ア 非常電源

(ア) 非常電源の措置

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。

(イ) 勤務時間外における対応

勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に取り扱可能な技術者を指名して対応する。

イ 修理業者等への対応

各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、定期点検・整備に努めるとともに、あらかじめ修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。

ウ 代替機能の確保

市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。

エ 関係機関への復旧依頼

市長は、西日本電信電話㈱、関西電力㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。

3. 非常電源等の措置責任者は、次のとおりとする。

非常電源等の措置責任者

	勤務時間内	勤務時間外
	担当	担当
有線電話措置責任者	総務課担当係長	総務課担当係長
無線施設措置責任者	防災担当係長	防災担当係長
非常電源措置責任者	総務課担当係長	総務課担当係長
大阪市防災情報システム責任者	防災担当係長	防災担当係長

4. 修理業者等への対応計画

(1) 区庁舎における通信施設・設備及び非常電源の措置責任者は、これらの設備に異常を認めた場合、資料16の修理業者へ早期復旧を依頼する。

(2) 区本部で修理依頼ができないと判断した場合、措置責任者は、速やかに市本部に対して修理業者の派遣を依頼する。

資料16 修理依頼業者等連絡先

6 応援要請

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第2章 協働・協力体制 第8節 応援要請】

1. 関係民間団体等に対する応援要請【大阪市地域防災計画：第2章協働・協力体制 第8節 応援要請】

災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、市長及び各局長は事前に事業者企業等との間で連携強化を進め、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間団体等のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

- (1) あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。
- (2) 協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。
- (3) 広域応援の受入れ体制については、原則として前記8-1の(2)と同様とする。
- (4) 現在、大阪府医師会とは「ア」、大阪府患者等搬送事業者協会とは「イ」、大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合とは「ウ」の協定を締結している。

ア 災害時における医療救護についての協定書（昭和58年9月1日）

連絡担当部局：健康局総務部総務課

イ 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書（平成8年8月29日）

連絡担当部局：消防局救急部救急課

ウ 災害時用医薬品等の供給に関する協定書（平成20年10月1日）

連絡担当部局：健康局健康推進部健康施策課

1. 区内事業所等との応援協定

災害が発生し、または発生・拡大する恐れがある場合には、区本部は区内の消防、水防等防災関係機関及び大正区災害時サポーターと緊密な情報交換を行い、迅速かつ的確に応急対策活動を行う。また、平常時より相互に緊密な連携を図っていくこととする。

資料17 大正区災害時サポーター一覧

【大正区災害時サポーターズ制度】

大正区災害時サポーターズ制度は、災害発生において、大正区内又は近辺の事業所・店舗等の人的・物的資源を活用し、地域における被災者の支援や復興などを寄与することを目的として、平成25年9月から始まった制度です。

災害時サポーターの活動内容は、自らの安全を確保した後、自主的に、可能な範囲で、原則として無償で次のような活動をしていただくことになっています。

- (1) 被災者の救助や救護、(2) 技術や資機材の提供、(3) 保有施設（建物、駐車場等）の解放
- (4) 商品（飲料、食料、生活用品等）の提供、(5) その他、本制度の目的遂行に必要な活動

※災害時サポーターである大同燃料㈱（大正区平尾1-1-17）とは、平成25年9月1日付けで「災害発生時の燃料供給に関する協定」を締結し、災害発生時に区長の要請があれば、同社から燃料（重油・軽油等）を原則として無償（上限量あり）で区内の公的機関及び病院（計6ヶ所）へ供給していただくことを定めています。

7 自主防災組織

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第2章 協働・協力体制 第9節 自主防災活動】

多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動、すなわち市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の構成

自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。

(2) 自主防災組織の活動

平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。

災害時には、地域災害対策本部(以下、「地域本部」という)を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。

活動の詳細は「自主防災ガイドライン(仮称)」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組むこととする。

(3) 自主防災組織の装備

危機管理室は、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の伝達を行う。

また、危機管理室及び消防局は、災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を配備する。

1. 総合防災訓練への参加

各自主防災組織は、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して行う大正区総合防災訓練に参加し、地域防災力の向上に努める。

2. 自主防災組織の装備

区役所は、通信手段が遮断された状況においても、地域本部と町会本部が的確な情報の伝達が行えるよう自主防災組織にデジタル簡易無線機を配備するとともに、災害時避難所の運営に必要な物品についても整備する。

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第2章 協働・協力体制 第9節 自主防災活動】

1 地域防災リーダー

地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、各区は要綱等により、地域防災リーダーの役割等を定める。

(1) 活動内容

- ・ 災害発生時における情報の収集連絡、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等、災害応急対策に関すること
- ・ 防災活動に必要な知識、技術の取得に関すること
- ・ 地域における防災知識の普及に関すること
- ・ その他、災害発生時に備えた予防等に関すること

(2) 研修・育成

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。区役所・消防署は、地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

なお、詳細は各区の要綱及び危機管理室が作成する自主防災ガイドライン（仮称）による。

3. 地域防災リーダーとの協力

各地域災害対策本部単位で構成され、各地域において隊長1名及び隊員が設けられ、隊長の任命及び隊の編成については、各地域災害対策本部長により決定される。

4. 地域防災リーダーの活動

地域防災リーダーの活動内容は、次のとおりである。

(1) 隊長の任務

隊長は、地域災害対策本部長の指揮のもと、災害の状況や各班の活動状況の把握に努め、統制のとれた活動ができるよう、各リーダーに適切な指示を与える。

- ア 活動の拠点となる場所の確保（本部の設置）
- イ 活動方針の決定
- ウ 区役所、消防署などの防災関係機関との連絡・通報
- エ 一時的な救護を行う場所の確保
- オ 災害状況の変化に応じた、各班への応援や人員の削減などの指示
- カ 各班員の危害防止
- キ 救援物資の要請
- ク その他

(2) 情報収集業務

ア 災害が発生した場合は、地域における迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

収集する情報の例

- ・火災が発生した建物の場所や拡大状況
- ・倒壊家屋の場所や救助を必要とする者の状況
- ・避難者の避難経路や行方不明者の状況（救援物資の状況）
- ・けが人の数や手当ての状況
- ・各班の活動状況
- ・防災関係機関などの活動状況
- ・その他

（知りえた情報は、必ずメモすることが大切です）

イ 一般電話または防災行政無線により区本部との情報交換（区本部からの災害情報の受信、区本部への被害状況等の報告）を行う。

- ・一般電話が使える場合は、まず一般電話により情報交換を行う。
- ・無線機を使って区本部と情報交換する場合は、無線機の取り扱い者が情報を集約する。

ウ 地震が発生した場合は、直ちに地域内の家庭への出火防止の呼びかけや、災害の発生した場所を知らせるなど付近住民への広報や協力を求める。

エ 消防車が到着した場合は、災害発生場所への誘導や情報の提供を行うなどの活動に協力する。

オ ラジオ、テレビ、防災関係機関等から正確な情報をつかむようにする。

(3) 初期消火業務

ア 地震が発生した場合は、火災の早期発見に努める。

イ 火災を発見した場合は、大声で付近住民に応援を求めるとともに、水バケツ、消火器、可搬式ポンプ等を状況に応じて用い消火活動を行う。

ウ 火災が拡大して危険となった場合は、直ちに消火活動を中止して安全な場所に避難する。

エ 消防隊が到着したら、その指示に従う。

(4) 救出・救護業務

ア 建物やブロック塀等の倒壊で下敷きになった人や、けが人が出たりしたときは、直ちに救出救護活動を行う。

イ 活動を行うときは、できるだけ付近の人の協力を求め、二次災害の防止に努める。

ウ 災害時避難所や可搬式ポンプ収納庫に保管された救助資器材等を有効活用する。

資料 18 区役所内救助資器材保管場所一覧表

資料 19 災害時避難所内救助資器材保管場所一覧表

資料 20 可搬式ポンプ収納庫一覧表

(5) 避難誘導業務

ア 避難行動の支援を要する者の安否確認

避難誘導をする前に、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの避難行動の支援を要する者が被災家屋などに取り残されていないかを確認する。姿が見えないときは、家族に確認したり、住居内の捜索を行うなど必ず安否を確認してから避難行動を開始する。

イ 避難先、避難路の選定

あらかじめ、隊長や情報業務を所掌する部署から災害時避難所や一時避難場所の安全や受入れ体制を確認し、安全に避難できる経路も選定しておく。

また、避難が必要と思われる場合は、事前に避難開始時刻や避難先を住民に伝える。

ウ 情報業務を所掌する部署との連絡を密にし、全員が混乱なく安全に避難できるよう、地域ごとの一時集合場所を伝えて歩く。

エ 避難は、避難行動の支援を要する者を優先し、手をつなぐ・背負うなどしてしっかり保護する。

オ 避難に際して、危険と思われる箇所には誘導員を配置して事故防止に努めながら、避難場所までの誘導を行う。なお、避難開始前や途中で点呼をとるようにする。

カ 避難者が他の団体と混同しないよう、目印となる旗のようなものを携帯する。

キ 避難者が必要以外の荷物を持っていかないよう呼びかける。

(6) 給食・給水業務

ア 避難者に備蓄食料・水缶詰や供給された食糧を均等に分配できるように人数の確認を行う。

イ 給水活動がスムーズに行われるように、避難所への給水車の進入経路・給水場所を確保する。

ウ 発災当初では、混乱が予想されるため、煮炊不要食（アルファ化米）、乾パン等の調理を必要としないものから分配する。

エ 給水車などから確保した水の配給活動を行うと同時に、炊き出し用の水も確保しておく。

オ 炊出しを行う場合は、学校等の給食施設の活用を図る。

カ 食中毒の予防のため、調理前は必ず手指の洗淨・消毒を行う。下痢、手指に傷のある者は従事させない。

8 ボランティアの調整

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第2章 協働・協力体制

第11節 ボランティア

1. 災害時の一般ボランティア受入にかかる体制整備

災害時ボランティアの受け入れ等については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成29年4月1日締結）」によるものとする。

これらに基づき、災害発生時、市（市民部）は、被災状況を勘案し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、協定締結団体（市社会福祉協議会）と協議のうえ、「大阪市災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請し、協定締結団体は、その要請に基づき速やかに原則、阿倍野防災拠点に開設する。

災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。

ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。

（1） 災害ボランティアセンターの役割

ア 市災害ボランティアセンターの業務

- ・市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・区災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ・災害ボランティア需給状況の把握及び調整
- ・災害ボランティア募集等の情報発信
- ・災害ボランティア活動に必要な資器材の調達
- ・府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の活用、「中間支援組織※」を含めた各ボランティア団体との連携（参照：大阪府地域防災計画 基本対策編 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上 第3節 ボランティアの活動環境の整備）

※ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織

- ・全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請

イ 区災害ボランティアセンターの業務

- ・区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティアセンターとの連携
- ・災害ボランティアの受け入れ
- ・災害ボランティアへのオリエンテーション
- ・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

1. 災害時におけるボランティアの調整

（1）区災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、必要と認めた時には、区災害ボランティア活動支援センターを、市立大正会館に区社会福祉協議会の協力を得て設置する。

（2）区災害ボランティア活動支援センターの業務

- ・区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ・被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ・市災害ボランティア活動支援センターとの連携 ・災害ボランティアの受け入れ
- ・災害ボランティアへのオリエンテーション・災害ボランティア活動の集約・管理
- ・災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

9 災害広報

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第3章 災害広報 第12節 広報体制】

1. 広報媒体

(1) 本市が担う広報媒体

- ・同報系無線
- ・広報車等
- ・本市施設の庁内放送
- ・市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット
- ・おおさか防災ネットのメール配信サービス
- ・大阪市防災アプリ
- ・チラシ等印刷物の発行、配布^{（注）}

注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。

(2) 他の機関等へ依頼する広報媒体

- ・「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送
- ・コミュニティFMの活用
- ・放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ
- ・移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）が提供する緊急速報メールサービス
- ・安否確認ツール（J-a n p i^{（※）}）への避難者情報提供

※）通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト

- ・報道機関への資料提供^{（注）}

注）報道機関に対しては情報を提供できる場所等を設け、常に情報を公開できるよう、被害情報、措置情報等を順次掲示又はファイル化し、自由にコピーできるようにする。

1. 区本部が実施する緊急広報

- (1) 区内において地震火災などの危険が切迫し、区本部長が警察署長や消防署長、水防関係責任者等と協議のうえ、区民等に避難のための立ち退きの勧告等を発令した場合、庶務班は、速やかに緊急広報を実施する。

- (2) 緊急広報は同報無線により実施するほか、消防署、警察署へ協力を依頼する。

※ 区が緊急広報を実施するのは、災害が区内に限られている場合で、区長が避難勧告・指示を行う必要があると判断した場合です。10-1 避難対策を参考にしてください。

※ 地震後、津波警報が発令された場合、又は地震火災により市域の大部分に危険が切迫し、広域避難場所に市民が避難する必要がある生じた場合は、市本部長が避難の勧告・指示を発令し、緊急広報は危機管理室が実施することになっています。

2. 区が実施する緊急広報内容

- (1) 緊急広報の内容は、「避難勧告等を発令した理由」「避難勧告等の対象区域」「避難先及び所在地（広域避難場所名称等）」「避難経路（指定避難路名称等）」のほか、避難に際しての注意事項等とする。

- (2) 緊急広報の文章は、市本部から各区本部へ防災情報システムや無線FAXで送付される文章の他、区独自で準備した文例をもとに実施する。

3. 一般広報の手続き

- (1) 定期的に危機管理室に対し災害情報、生活関連情報等を報告する。(危機管理室への定期的な報告は、「3 災害情報収集・伝達 2 収集すべき情報」を参照のこと)
- (2) 情報公開室が作成した広報チラシ等を受領する。

4. 区が実施する一般広報内容

- (1) 区が実施する一般広報の内容は、以下のとおりとする。

ア 災害情報

- ① 災害の発生状況
- ② 津波等に関する情報
- ③ 応急対策の実施状況
- ④ 避難勧告等の状況
- ⑤ 市内の被害状況
- ⑥ 家庭・職場での対策と心得
- ⑦ その他必要な事項

イ 生活関連情報

- ① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込み
- ② 食糧・生活必需品の供給状況
- ③ 道路交通状況
- ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
- ⑤ 医療機関の活動状況
- ⑥ その他必要な情報

ウ 救援措置情報

- ① 罹災証明書・被災証明書の発行情報
- ② 相談窓口の開設状況
- ③ 税・手数料等の減免措置の状況
- ④ 救援援護資金等の融資情報
- ⑤ その他必要な情報

- (2) 一般広報の文章は、市本部から送付される文章(市全体の情報)の他、庶務班が文章(区独自の情報)を作成して実施する。

5. 広報内容の職員への徹底

庶務班は、市本部及び他の防災関係機関が発行したチラシ等印刷物を災害時避難所、区役所、区関連施設の掲示板に掲示する他、職員に周知徹底するとともに、ファイル化し、すべての職員が閲覧可能なようにする。

6. 一般広報に対する自主防災組織等の協力計画

- (1) 広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。
- (2) 市本部から送付されてきた広報チラシや、区本部が作成した広報チラシ等は、自主防災組織等と協力して、災害時避難所への配付、個別配付、掲示板への掲示を実施する。

10-1 避難対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第17節 避難対策】

1. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示は、次の状況が認められる場合、またはこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行うものとする。

ア 地震火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき

イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき

ウ その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

1. 避難の勧告等

(1) 避難の勧告等の発令

区本部長は、市本部長に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ、区民等に対して避難のための立ち退きの勧告等をする。この場合、区本部長は直ちに市本部長に報告する。(※)

【区本部長が実施する避難勧告等の市本部長への報告内容】

- ・ 避難勧告等を発令した理由 ・ 避難勧告等の対象区域
- ・ 避難経路 避難先及び所在地（広域避難訓練報避難場所）
- ・ 避難経路（指定避難路名称等）・その他必要な事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

(2) 勧告、指示の伝達（公示）方法

勧告、指示の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。（「9 災害広報」参照のこと）

ア 同報無線により実施する。

イ 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。

ウ 携帯拡声器等、利用可能な手段をもって実施する。

(3) 勧告、指示の解除

区本部長は、管轄区域における避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。なお、解除の伝達（公示）は前記（2）の方法による。

(4) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

水害時については、区民等が情報の意味を直観的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いて避難情報を発令する。

資料21 水害時の避難情報（警戒レベル）

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第17節 避難対策】

(1) 避難の開始

- ア 災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめ、組織ごとに避難場所に避難する。
- イ その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。

(2) 避難の誘導

- ア 避難勧告・指示が出された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。
- イ 地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。
- ウ 誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。
- エ 誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。
- オ 警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

2. 避難の誘導及び移送

(1) 区本部による避難誘導

- ア 避難所支援班は、避難勧告等が出された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、自主防災組織等とともに警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し広域避難場所など安全な場所に誘導する。
- イ 誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。
- ウ 避難所支援班は、自主防災組織などとともに誘導経路について安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、対処に努める。

(2) 自力で避難できない避難者を発見した場合の移送の方法

- ア 区本部職員等は、自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。
- イ 被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、市本部に対して自衛隊、大阪海上保安監部、府警察等の協力を依頼し、迅速に他の地域へ移送するものとする。

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第17節 避難対策】

3. 避難対策等

(ア) 避難の基本方針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

【大阪府域に大津波警報、津波警報が発表された場合】

- ① 避難指示（緊急）区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。
- ② 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。
- ③ 避難指示（緊急）区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

(イ) 津波による避難指示の対象となる地区

【大阪府域に大津波警報または津波警報が発表された場合】

なお、いずれの場合も災害の状況により、避難勧告区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対象区	津波注意報	大津波警報 津波警報
大正区	注意喚起 避難指示（緊急）等の発令なし※ ¹	避難指示 （緊急）※ ²

注1： 漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。

注2： 詳細の避難指示（緊急）対象範囲については、資料編に定める。

区名	対象区域
大正区	全域

市計画(資料編)「大津波警報・津波警報発表時における避難指示対象範囲」より抜粋

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第17節 避難対策】

4. 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から潮位により浸水が始まる地域の避難対策：避難の基本方針
具体的な即時避難の方法については、各即時浸水地域の状況に応じてあらかじめ定めた避難計画に基づき実施することとし、その基本方針は次のとおりとする。

- (ア) 地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。
- (イ) 地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。
- (ウ) 一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。
- (エ) 即時浸水地域内の地域住民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。

【対象地域】

堤防の即時沈下による浸水が発生する恐れのある地域（以下、即時浸水地域）については、第1部第3節3-2（2）津波ウのとおりである。

3. 住民への情報伝達

- (1) 大津波警報または津波警報が発表された場合、市本部長が避難指示（緊急）を発令し、市本部危機管理部が同報無線により、緊急広報を行う。
- (2) 区本部は、自主防災組織への電話連絡等、可能な限り避難指示区域の住民に避難指示情報を伝達する。

4. 災害時避難所の開設

区本部は、速やかに災害時避難所を開設する。

10-2 避難施設

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第18節 避難施設】

1. 避難場所

避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、広域避難場所、一時避難場所、津波避難施設として整備を図る。

また、法第49条の4で定める指定緊急避難場所として、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

2. 避難所

避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、災害時避難所、福祉避難所として整備を図る。

整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

法第49条の7で定める指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するよう努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

避難の勧告等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する。

1. 避難場所

(1) 広域避難場所

同時多発火災が発生し、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の生命と安全を確保するための大規模な避難に適する場所として大阪市防災会議で指定された施設である。その規模は、原則として10ha以上の規模を有し、または、土地利用の状況、その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な規模を有するものとなっており、大正区では千島公園一帯が指定されている。

資料22 広域避難場所

(2) 一時避難場所

広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所で、区長が指定する。

資料2-3 災害時避難所・一時避難場所一覧表

(3) 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）

住民等が津波などの水害から一時的または緊急に避難・対避する施設として、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等により確保された施設であり、その要件は次のとおりである。

ア 建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

イ 耐震性

新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。

ウ 避難場所・時間

原則として3階相当以上とするが、津波浸水想定が定められた際には、必要に応じて見直す。

- ・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当たり概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定が可能とする。
- ・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。

資料2-4 津波避難ビル一覧表

2. 避難所

(1) 災害時避難所

給食設備を有するか又は応急的に給食設備を利用できる施設であり、容易に搬送給食することができ、災害に対し安全と考えられる建築物で、原則として2㎡（学校を災害時避難所とする場合は、1.6㎡）につき1人を基準として50人以上収容することができる建物とし、区長が指定する。

災害時避難所の鍵は、区本部においては防災担当に保管している。また、各地域の自主防災組織においても災害時避難所の鍵を保管する。

災害時避難所となる小中学校の校長は、各地域災害対策本部長に対し、災害発生後から区災害対策本部が立ち上がるまでの間に、大規模災害時初期対応マニュアル等に基づき対応した内容を速やかに伝達する。

伝達事項

- ・学校施設の被害状況（危険個所を含む）
- ・避難者名簿（作成中のもの）
- ・避難所運営委員会開設後の教職員の協力体制
- ・その他避難所運営上における留意事項

(2) 福祉避難所

福祉避難所としての利用が求められる社会福祉施設等について、施設管理者と調整のうえ、区単位で福祉避難所の指定を行う。

資料 2 5 区内福祉避難所等一覧

(3) その他の災害時避難所の設置

大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は被災者が多数のため収容能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を収容する。

なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。

資料 2 6 臨時災害時避難所の候補施設一覧表

3. 広域避難場所の管理

(1) 区本部長は、原則として広域避難場所を管理する。

(2) 区本部長は、区内の広域避難場所について連絡所を設置する場所を、資料 2 7 広域避難場所管理計画一覧表にあらかじめ定めておく。

(3) 区本部長は、広域避難場所を開設した場合、避難所の管理にあたらせるため、区民が避難する各広域避難場所ごとに職員の中から広域避難場所の主任及び担当係員を、資料 2 7 によりあらかじめ指名しておく。なお、複数区が指定している広域避難場所については、あらかじめ、代表の管理者を定めておくこととする。

(4) 避難の勧告等が出され、広域避難場所に市民を避難させるときには、携帯無線機などを携行した広域避難場所の主任及び係員を直ちに広域避難場所へ赴かせ、区本部及び市本部との連絡にあたらせるなど広域避難場所の開設に必要な措置を取る。

(5) 上記に定める他は、「避難者受入業務実施細目」を準用する。

資料 2 7 広域避難場所管理計画一覧表

4. 災害時避難所及び一時避難場所の管理

(1) 区本部長は、区の指定する災害時避難所及び一時避難場所について、避難所主任及び係員の派遣計画を、災害時避難所・一時避難場所の主任及び係員派遣計画により定めておく。

(2) 災害時避難所及び一時避難場所の管理は、次に掲げる「避難者受入業務実施細目」による。

なお、災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた★「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や携帯方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。

★「避難者受入業務実施細目」

第1 通則

- 1 区本部長は、この細目の定めるところに従い、区内避難所の開設及び管理に任ずる。
- 2 区本部長は、区内に設置した避難所の管理にあたらせるため、職員の中から避難所主任及び係員を任命配置する。

第2 避難所の開設

- 1 区本部長は、区内に開設すべき避難所につき、あらかじめその受入人員、炊き出し等の諸施設を調査し、これを危機管理部長に報告する。
- 2 災害が発生したときは、区本部長は直ちに必要と認めた避難所に要員を派遣し、避難者の救護を開始する。
- 3 危機管理部長は、状況に応じ区本部長に指示して必要と認めた箇所の避難所又は隣接区の避難所を開設させることができる。
- 4 区本部長は、自主防災組織等を通じ、または掲示ビラ等をもって、あらかじめ避難所の所在地及び被災の際の注意事項を区民等に周知させる。

第3 避難者の受入

- 1 災害が発生したときは、区本部長は災害の種類、気象関係等を特に考慮し、適切な避難所を選定のうえ避難者を災害時避難所に受け入れる。

区本部長は、災害発生と同時に行う避難に備えるため、あらかじめ振興町会ごとに適切な一時避難場所を定めておき、学校長、自主防災組織等の責任者に臨機の処置をとらせるとともに、警察官等の協力を得て避難を行い、災害時避難所に受入する。

- 2 区本部長は、他区等より避難してきた避難者についても受入に努める。
- 3 区本部長は、避難者の受入に当たり区内の災害時避難所が被害を受けて受入困難となったとき、又は受入能力に余力がないときは、危機管理部長の指示を受け、他区の災害時避難所に避難者を誘導する。
- 4 区本部長は、被災者の受入を開始したときは、直ちにその旨を危機管理部長に報告する。

資料28 避難所開設・閉鎖報告書

- 5 避難所主任は、避難者を受入したときは、速やかに資料31の避難者名簿を作成する。

なお、名簿作成にあたっては、資料30の避難者入退所届により名前・住所・被災状況・家族状況・健康状態等を含めて、原則として被災者自身に記載させ、避難所主任に提出させる。また、避難者が避難所を退出又は転出するときは、避難所主任に届けさせること。

資料29 避難者名簿

資料30 避難者入退所届

- 6 避難所主任は、支援を要する者の把握を行う。
- 7 避難所主任は、応急救助を必要と認め難い者については避難所を退所させる。

第4 避難所の運営管理

- 1 避難所主任は、学校長、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難所の管理に任ずる。
- 2 避難所主任は、教職員、自主防災組織などの協力を得て避難所の運営にあたる。

- 3 避難所主任は、所定の避難者心得を各避難所に掲示し、避難者をしてこれを遵守させる。
- 4 避難所受入中の傷病者については、これを保健福祉班に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- 5 避難所主任は、避難所に修理の必要が生じたときは、区本部長を通じ危機管理部長に修理を要求する。
- 6 避難所主任は、食糧その他必要物資の所要量を区本部長に上申し、所定の手続きを経て速やかにこれを調達する。
- 7 避難所主任は、避難所において食糧の炊き出し、寝具その他必要物資の配給を行う。
- 8 避難所の防護、警備、炊き出し、配給等に関しては、警察官、自主防災組織等のほか受入者等に適宜協力を求めることができる。
- 9 避難所主任は、日報により受入状況を区本部長に報告する。区本部長はその報告にもとづき受入状況を危機管理部長に報告する。

資料 3 1 避難所運営日報

資料 3 2 災害時避難所・注意事項

- 10 避難所主任は、次の各号の一に該当する事項が発生したときは、直ちにその旨区本部長に報告する。
 - (1) 避難者の受入を開始したとき
 - (2) 受入者全員が退所又は転出したとき
 - (3) 受入者が死亡したとき
 - (4) 避難所内に悪疫が発生したとき
 - (5) 避難所の建物が倒壊、浸水、類焼等の危険を生じたとき
 - (6) 避難所において騒じょうが生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (7) その他報告を必要とする事項が発生したとき
- 11 区本部長は、前項の場合その他報告の必要があると認める事項が生じたときは、直ちに臨機の処置を行うとともに、これを危機管理部長に報告する。
- 12 前各項のほか、避難所において行う業務並びに自主防災組織等との協議関係等に関し必要な指示事項は、別にこれを定める。

第 5 避難状況の調査・報告

- 1 避難所主任は、直ちに避難者数、避難者の健康状態、その他必要に応じ区本部長に報告する。
- 2 区本部長は報告を受けた避難状況を取りまとめ、危機管理部長に速やかに報告する。
- 3 事前に計画されていない施設に避難者が集結した場合は、避難者から届出を受けるなど、把握に努める。

第 6 避難所への情報提供の方法

区本部長は、避難者等の要望等を把握するため、必要に応じて臨時相談所を設置する。

第7 受入者の事後処置

区本部長は、区内避難所における避難者には、次の各号によりこれを処置する。

- (1) 自宅又は縁故先に復帰し得る者は、速やかに復帰させる。
- (2) 7日以上を経過し復帰することのできない者については、危機管理部長の指示を受け受入期間の延長もしくはその指示する施設へ誘導する。

なお、この場合、教育施設に関しては学校教育の再開に支障のないよう努めるものとする。

1 1 避難行動要支援者に関する対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第21節 避難行動要支援者に関する対策】

1. 本市の取組み（公助）

（ア） 地域における活動への支援

地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。

（イ） 本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

大阪府が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿※」をあらかじめ作成、毎年更新し、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて避難支援等関係者となる自主防災組織へ避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を本人の同意を得る、又は条例の定めるところにより提供する。

災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら提供することとする。

□ 目安

- ・ 震度6弱以上
- ・ 避難準備・高齢者等避難開始発令時

□ 提供先

- ・ 地域本部
- ・ その他、区長が認めるもの

※【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】

- ・ 要介護3以上の人
- ・ 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- ・ 重度障がい者、身体障がい者 1・2級、知的障がい者 A、精神障がい者 1級
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい 3・4級
- ・ 音声・言語機能障がい 3級
- ・ 肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3級
- ・ 人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人

【利用する保有個人情報の項目】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置】

プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。

（ウ） 災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備

災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備を図る。

1. 避難行動要支援者情報の把握、管理

区役所は、関係局と連携し、「大阪市避難行動要支援者名簿作成基準」に基づき、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成し、毎年更新する。作成した避難行動要支援者名簿は、「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど支援の基盤が整った地域からの要請に応じ、本人同意を得たうえ、自主防災組織へ避難行動要支援者情報を提供（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）し、自主防災活動の一層の支援を行う。

【避難行動要支援者にかかる災害時の初期初動対応】

避難行動要支援者にかかる災害時の初期初動対応については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画」第5章2：災害時の初期初動活動を参照すること。

1 2 ターミナル駅周辺の滞留者対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 第1部 総則 第20節 帰宅困難者対策】

ターミナル駅が存する区においては、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。

特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、マップ、標識等を整備するとともに、これら滞留スペースは様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。

1. 災害時協力協定の取組み

区役所は、大阪メトロ・JR「大正駅」周辺の企業等との、帰宅困難者への支援についての項目を盛り込んだ災害時協力協定締結の取組みを進める。

1 3 外国人に関する対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 第1部 総則 第22節 外国人に関する対策】

市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。

1 防災知識の普及・啓発

災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動に努める。

外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努め、併せて、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。

来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。

2 避難場所等の案内板・標識類の整備

危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。

1. 防災知識及び災害情報の周知

区役所は、ホームページ等において、危機管理室、国際交流センター等が作成する「外国人のための防災ガイド」など外国語版の防災ツールの周知を行う。

1 4 港湾等における津波防災対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第10章 津波対策 第33節 港湾等における津波防災対策】

1. 津波防ぎよ実施体制

(1) 初動体制

気象庁では大津波警報・津波警報、または津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。

ア 気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。

イ 各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。

（注）・NHKは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。

(2) 津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）

大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。

(3) 大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）

大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

ア 港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。

イ 危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。

ウ 港湾部は、港長が発した避難勧告に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。

※ 大津波警報・津波警報が発令された場合、危機管理室が緊急広報を実施する。

（「9 災害広報」参照）

緊急広報の内容は、都市防災情報システムや無線FAX等により区本部に送付される。

区本部は、市本部の指示に従って、避難誘導を行うことになる。

（「10-1 避難対策 2. 避難誘導及び移送」参照）

15 消防体制

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第12章 消防体制 第39節 消防活動】

1. 震災消防活動

(1) 活動方針

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。

(2) 初動措置

警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。

(3) 火災防ぎょ活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。

(4) 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

(5) 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

(6) 津波対策活動

火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。

(7) 大阪市消防局災害活動支援隊との協働

大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。

(8) 自主防災組織との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

(9) 受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。

(10) 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動にあたっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

1. 消防活動

消防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、次に掲げる活動を総合的に展開する。

(1) 火災発生の早期発見

(2) 火災の延焼動態の把握、延焼防止活動

(3) 出火防止対策

(4) 人命の救助、救急活動

(5) 安全避難を確保するための活動

(6) 情報の収集伝達活動

資料33 消防班の体制

16 医療・救護

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第13章 医療・救護 第41節 医療救護活動】

1. 初期初動医療救護活動

- (1) 市本部内大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）の設置
保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。

ア 健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。

- (ア) 医療関係機関との調整
- (イ) 医療救護班の調整
- (ウ) 緊急輸送の調整
- (エ) 医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 設置基準

- (ア) 本市域で震度5弱以上を観測した場合
- (イ) その他市長が必要と認めたとき

(2) 救護所の設置

ア 災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。

- (ア) 災害現場又は現場付近
- (イ) 避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）
- (ウ) 特例場所（被災地周辺の医療機関等）

イ 救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

(3) 初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

イ 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班

- (ア) 区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。
- (イ) 区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。

ウ 日本赤十字社の医療救護班

日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。

エ 大阪府の調整による応援医療救護班

- (ア) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (イ) 消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
- (ウ) 保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。
- (エ) 保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。

オ 要請なく応援に駆けつけた医療救護班

- (ア) 本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。
- (イ) 区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。

カ 災害医療コーディネーター

保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第13章 医療・救護 第41節 医療救護活動】

(4) 医療救護班の業務内容

ア 医療救護班の構成

1班当たり計4名（医師1名、看護師又は保健師2名、事務1名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

イ 業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- (ウ) 搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置
- (エ) 状況により助産救助
- (オ) 被災住民の健康管理
- (カ) 死亡の確認
- (キ) 区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整

(5) 輸送手段の確保

市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

(6) 医薬品・医療資器材の確保

ア 医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保

区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。

イ 医薬品・医療用資器材の調達要請

保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

1. 救護所設置の報告

- (1) 区本部は、避難場所や災害現場等に救護所を設置後医療調整班に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。
- (2) 報告は、資料35救護所設置報告書により行う。

資料34 区内医療機関一覧表

資料35 救護所設置報告書

2. 医療救護班派遣要請

- (1) 保健福祉班は、区医師会及び区内医療機関による医療救護班（1班あたり医師1名、看護師または保健師2名、事務1名の計4名を原則）の編成を要請し、調整を図る。また、要請なく区本部に直接応援に駆けつけた医師等に対しては、区本部において調整を図る。
- (2) 区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、現場を確認のうえ市本部（医療調整班）に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。

3. 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- (1) 運営管理及び外部との総合調整は区本部長が指名した者が行う。
- (2) 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- (3) 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。

- (4) 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- (5) 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- (6) 他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等を含む）との連絡調整を行う。
- (7) 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

4. 保健師等による健康相談

(1) 保健師等の派遣体制の確立

区本部は、災害時避難所の状況を調査し健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。

(2) 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所において又は各災害時避難所等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行う。特に、援護を要するものに対しては重点的に対応する。

(3) 輸送手段の確保

区本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請を行う。

17 防疫・保健衛生活動

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第14章 衛生・廃棄物等 第42節 防疫・保健衛生活動】

1. 防疫活動

(1) 環境衛生対策班の編成

- ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、区保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は3名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(2) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

ア 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理

仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。

ウ 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活系ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。なお、生活廃棄物の回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

- （ア）救護所等の衛生管理、消毒
- （イ）被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
- （ウ）ねずみ、ハエ、蚊等の防除
- （エ）消毒用薬剤の配布

(3) 防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

2. 食品衛生活動

(1) 食品衛生対策班の編成

- ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。
- イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。
- エ 健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第14章 衛生・廃棄物等 第42節
防疫・保健衛生活動】

2. 食品衛生活動

(2) 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。

イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。

ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。

エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。

オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

なお、健康部は、水道部から一括して応急給水拠点の設置状況の報告を受けるとともに、各区本部に報告するものとする。

(3) 検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区本部を通じて調達を要請する。

※ 区本部は、環境衛生対策班及び食品衛生対策班の編成・任務について、健康部との
連絡調整を行う。

保健福祉班が防疫活動や食品衛生監視活動を行ううえで、災害時避難所の管理者や避難者、炊き出しの実施者など、きめ細かな状況把握が必要となるため、避難所主任等との協力体制が重要です。

18 物資の確保と供給体制

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第15章 物資の確保と供給体制 第44節 物資の確保と供給】

1. 飲料水等の確保

(1) 応急給水の実施

ア 水道部は、災害に伴う断水区域に対して、次のとおり応急給水を実施する。

イ 水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部やと連携し自主防災組織等の協力を得て業務の迅速化に努める。

ウ 応急給水の方法

(ア) 医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う（運搬給水方式）。

この運搬給水方式に必要な以下の資器材を整備する。

- ・加圧ポンプ付給水車
- ・布製給水タンク
- ・ポリ容器
- ・運搬用車両（運送会社等から調達）

(イ) 広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応する（拠点応急給水方式）。

この拠点応急給水に必要な以下の資器材を、各小学校区あたり1セットを最低限の目安として整備する。

- ・仮設水槽（1m³、4m³）
- ・ポリ容器（10リットル）
- ・応急給水袋（3リットル、6リットル）

(ウ) 飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用する。

(エ) 災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。

(オ) 広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートを優先的に応急復旧し、通水した地点より順次仮設給水栓を設置する（拠点応急給水方式の拡充）。

この拠点応急給水方式の拡充に必要な以下の資器材を保有する。

- ・仮設給水栓

エ 応急給水における応援要請

(ア) 水道部所有の応急給水用資材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。

(イ) 自衛隊による応急給水が必要な場合、市本部に自衛隊への要請を依頼する。

オ 広報体制

(ア) 水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。

(イ) 政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。

1. 応急給水計画

(1) 震災直後は、備蓄飲料水用缶詰の活用を図る。

(2) 避難所主任等は、水道部が設置する仮設水槽、既設の水槽や高架水槽、広域避難場所等における飲料用耐震性貯水槽の活用を図る。

(3) 避難所主任等は、避難所内の応急給水拠点等の水質保全のため、食品衛生対策班（保健所：健康部において編成）に対し、水質検査等を要請する。

(4) 区本部は、区内の応急給水等の状況を把握し、その状況を掲示等により広報する。

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第15章物資の確保と供給体制 第44節 物資の確保と供給】

2. 食料の供給

(1) 食糧供給の方針

(2) 食料供給の方針

ア 食料供給の順位

食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。

(ア) 災害対策用備蓄食料

(イ) 国や他の地方自治体からの物資

(ウ) 協定締結業者流通業者等からの調達食料

(エ) その他の事業者からの調達食料

イ 食料供給の対象者

(ア) 避難所に受入された者

(イ) 物資等の調達ができない期間の在宅避難者

(ウ) 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な者通勤・通学者、旅行者等

なお、避難所に受入されていない上記(イ)、(ウ)の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。

ウ 食料供給の実施方法

(ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

(イ) 食料供給の実施

食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。

(ウ) 給食施設の活用

食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

2. 食糧の供給

(1) 食糧供給対象者の把握

ア 食糧の供給対象者の把握は、災害時避難所における避難所運営日報により行う。

イ 災害時避難所等に避難はしていないが、住家の被害等により炊事できない者に対しては、避難所主任等に申し出るよう掲示する。

(2) 食糧供給の方法

ア 食糧供給の場所は、原則として災害時避難所とする。

イ 食糧供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食糧の配給については、被災者自らが行うこととするが、援護を要する者については配慮する。

ウ 炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議の上その活用を図る。

(3) 食糧の調達方法

ア 区本部長は、応急食糧の供給が必要と認められる場合は、備蓄食糧の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市本部に食糧調達の要請を行う。

イ 炊出用米穀の調達

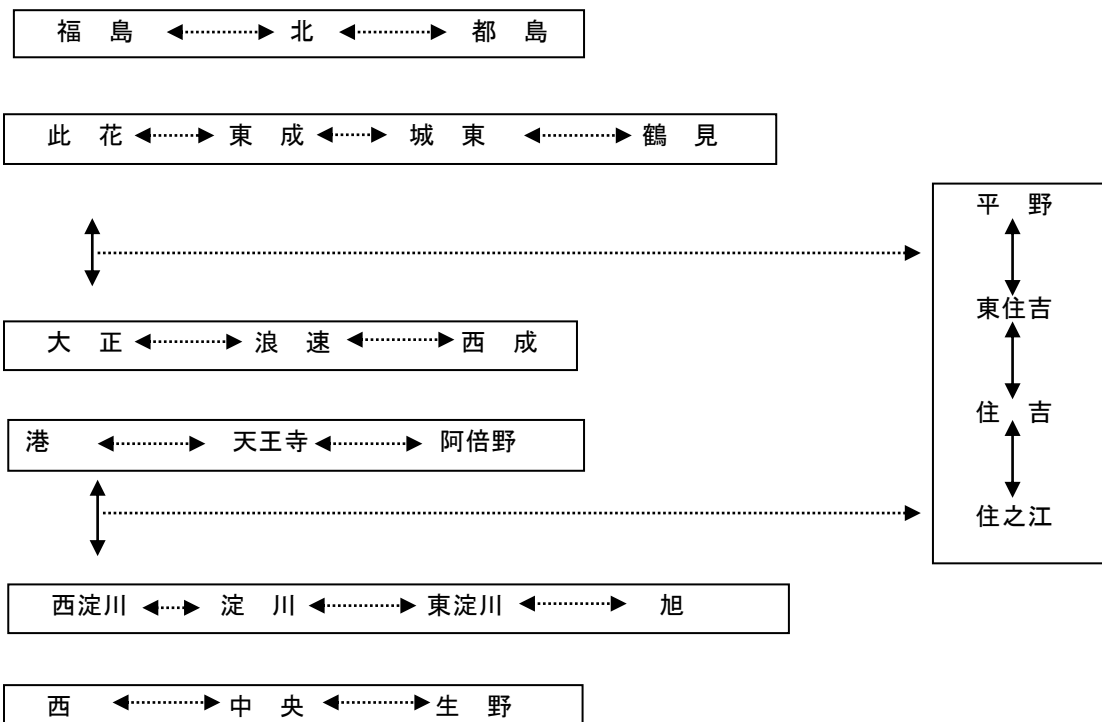
(ア) 区本部長は、市民部長と協議のうえ、市民部長の指定する米穀小売業者から買い受ける。

(イ) 現品の購入は区本部で行い、支払いは後日区本部を通じて行う。

(4) 食糧の炊出し計画

ア 炊出しによる給食は、原則として次表のブロック内で市民部長の指示に基づき、当該区が相互に炊出し応援（米飯の輸送を含む）を行い、給食の円滑な実施を図る。

区本部長は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内又はその近隣の適当な場所を選定して実施する。



イ 状況により炊飯が困難である場合は、乾パン又は生パンを支給する。

ウ 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

エ 炊出し現場には、避難所主任等を配置して実施の指導及び記録等にあてる。

オ 炊出し給食対象者、炊出しに必要な費用の限度、炊出し期間は「災害救助法の適用計画」に掲げるとおりとする。

(5) 区本部の災害対策要員の食糧確保計画

災害の発生時には、災害対策活動に従事する職員等が食事をする暇のない場合が想定されるため、次によりその確保を図る。

ア 飲料水・食糧

庶務班は、災害対策活動に従事する職員等の飲料水・食糧が必要な場合は、総務部長に依頼する。

イ 飲料水・食糧の依頼内容

庶務班は、総務部長に対して飲料水、食糧等の供給を依頼する場合は、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）、人員を報告する。

3. 生活物資の供給

(1) 生活関連物資供給対象者の把握

ア 生活必需品の供給対象者の把握は、災害時避難所における避難所運営日報により行う。

イ 災害時避難所等に避難はしていないが、災害により住家に被害を受けた者に対しては、避難所主任等に申し出るよう掲示する。

(2) 生活関連物資の供給

ア 生活必需品の調達は、第一次的には備蓄物資を活用する。

イ 区本部長は、必要のある場合において市民部長に生活必需品等の調達を要請する。

救助班は、災害時避難所において自主防災組織等と協力して生活関連物資の配分を行う。

資料 3 6 区役所内備蓄物資一覧表

資料 3 7 災害時避難所内備蓄物資一覧表

19 行方不明者の搜索、遺体の処理、火葬

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第16章 行方不明者の搜索・遺体の処理・火葬 第45節 組織と事務分担、第46節 行方不明者の搜索】

1. 組織と事務分担

項目	実施機関	事務分担	要員
処理	危機管理部	・関係機関との活動調整	危機管理部の職員
	区本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般財団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。）
火葬	環境部	・火葬	環境部の職員

2. 行方不明者の搜索

危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。（災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。なお、災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。）

行方不明者の搜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も行方不明者の搜索を行う必要がある場合は、期間内（10日以内）に府と調整を行う。

1. 行方不明者の搜索

区本部は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（警察、自衛隊、海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携をとり、あらゆる手段をつくして実施する。（※搜索期間・市計画参照）

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第16章 行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬 第47節 遺体対策】

2. 遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

2. 遺体仮収容（安置）所の設置

（1）区本部は、状況に応じ遺体仮収容（安置）所として利用できる区内の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を選定する。

（2）区本部長は、遺体仮収容（安置）所の設置の必要が生じた場合、警察署等の関係機関と協議のうえ、事前に計画した候補施設の中から、遺体仮収容（安置）所を選定し設置する。

資料38 遺体仮収容（安置）所候補

（3）区本部長は、遺体仮収容（安置）所を設置した場合、速やかに市本部長に報告するとともに区内関係機関への周知を図る。

資料39 遺体仮収容（安置）所の設置報告書

（4）救助班は、遺体仮収容（安置）所の設置に当たっては、葬儀業者と連携し、棺桶用品等必要器材を確保する。

（5）救助班は、不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、危機管理部に要請する。

（6）搬送車両についてあらかじめ緊急通行車両として大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、庶務班が震災時に確認申請を行う。

3. 遺体の収容・身元確認

（1）区本部長は、遺体仮収容（安置）所を設置したら、救助班の職員を派遣し、警察官等と協力して、遺体の収容に当たる。

（2）遺体仮収容（安置）所を設置したら、救助班は事前に協力を依頼している行政監察医に連絡し、遺体仮収容（安置）所への出動を要請する。なお、遺体仮収容（安置）所が多数で行政監察医が不足する場合には、速やかに市本部へ要請する。

（3）発見された遺体は、警察官又は海上保安官の検視（見分）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死によることが明らかである場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族に引き渡される。

4. 遺体の処理

（1）遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

（2）その後、身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、順次遺体を引き渡す。遺

体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。

- (3) 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

5. 民間への協力要請

大阪市規格葬儀取扱指定店組合と災害時の葬祭業務の委託に関する協定を平成 19 年 12 月 10 日付け締結しており、本市（市本部）より下記の業務に関する協力要請ができることとなっている。したがって、区本部は、民間の協力が必要と考えられる場合は、市本部に要請依頼をする。

- (1) 遺体安置所の確保
- (2) 遺体の安置（一時保存）に要する備品の調達
- (3) 棺（付属品を含む）、骨壺、骨箱などの調達
- (4) 遺体の洗浄・縫合・消毒
- (5) 納棺または火葬に至るまでの運搬
- (6) その他

2 0 警備体制

1. 区内警察署との協力

資料 4 0 区内警察署との協力体制

【災害発生時の区役所施設の活用に関する協定】

標記協定では、災害等により、大正警察署の庁舎が被害を受けた場合を想定し、区内の警察機能を維持し、当該災害等に適切に対応するため、区役所庁舎の一部を警察庁舎の代替施設として活用することを定めています。

2 1 広聴

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第18章広聴 第51節 広聴】

1. 広聴体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対応の体制を設ける。

(2) 臨時相談所の開設・運営

ア 区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置するものとする。

なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。

イ 区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。（市計画22-4参照）

(3) 専門相談所の開設・運営

各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。

なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

ア 危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。

イ 政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。

1. 災害時避難所等における臨時相談所の開設

(1) 避難所支援班は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置するとともに、その開設状況を危機管理部に報告する。

(2) 災害時避難所を開設した場合、できる限り臨時相談所の設置に努める。

(3) 避難所開設と同時に臨時相談所を開設した場合は、危機管理部へは資料28「避難所開設・閉鎖報告書」によって報告する。

上記以外の時期において臨時相談所を開設した場合は、資料41臨時相談所開設・閉鎖報告書により危機管理部に報告する。

(4) 臨時相談所を閉鎖した場合は、資料41により危機管理部へ報告する。

資料 4 1 臨時相談所開設・閉鎖報告書

2. 区本部における相談対応

- (1) 区民等からの電話による相談に対しては、専用電話を指定し対応する。
- (2) 電話交換を行う者は、区民からの問い合わせや相談電話が災害対策用の電話に接続されないように留意する。

3. 災害時避難所等における相談内容等の聴取

- (1) 臨時相談所等においては、処理方法の正確性及び統一性を図るため、資料4-2相談内容等の聴取用紙を用いて要望等を記入する。
- (2) 災害時相談所等における相談内容、苦情等を速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。

資料4-2 相談内容等の聴取用紙

4. 災害時避難所等における相談内容等の報告

- (1) 避難所支援班は、要望内容、処理内容、件数を、『相談内容等報告書』によって定期的に市本部に報告する。
- (2) 急を要する場合は、危機管理部にFAX等で速報する。

資料4-3 相談内容等報告

2-2 義援金品の受入・配分

1. 区本部における義援金受入れ・配分

- (1) 区本部に届けられた義援金は、庶務班において受け付け、『義援金保管台帳』に記入するとともに、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。

資料4-4 義援金保管台帳

資料4-5 義援金受領書

- (2) 受け付けた義援金については、義援金保管台帳の写しを市民部に送付するとともに、後日、市民部でとりまとめ、配分に当たっては配分委員会を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

2. 区本部における義援品受入れ・配分

- (1) 区本部に届けられた義援品は、庶務班において受け付け、『義援品受付簿』に記入するとともに、区本部長名の受領書を発行し受け入れる。
- (2) 受け付けた義援品は、受付簿の写しを市民部に送付し報告する。
- (3) 受領した義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分する。

資料4-6 義援品受付簿

資料4-7 義援品受領書

2 3 災害救助法の適用

●基本計画【大阪市地域防災計画 第2部 災害予防・応急対策 第22章災害救助法 第57節 災害救助法】

市長は、市内における被害が57-2に示す「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、資料48災害救助法の適用基準に示すとおりである。

資料48 災害救助法の適用基準

資料49 被害の認定基準の概要

2. 被災世帯調査体制

(1) 調査班は、市本部の指示に従い、被災世帯の調査を実施する。

(2) 被災世帯の調査を行う職員が不足する場合は、危機管理部に要請する。

資料50 家屋被災状況調査票

資料51 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

3. 罹災証明書・被災証明の発行手続き

罹災証明書・被災証明の発行手続きは、資料52により行う。

資料52 罹災証明書・被災証明書の発行手続き

2 4 公共施設の災害復旧対策

1. 施設及び利用者の安全確保

(1) 区本部長は、発災時における施設利用者の安全を図るため、避難誘導等適切な措置をとる。

(2) 職員は、援護を要する者に対し、適切な避難誘導等の措置をとる。

(3) 来庁者に対し、事前に準備した広報文例によりの確な広報を行う。

(4) 区本部長は、出火防止の措置をとる。

2. 報告

庶務班は、所管施設の被害状況、避難者、利用者の状況を取りまとめ、市本部に報告する。

2 5 地区防災計画との連携

1. 地区防災計画の目的

この計画は、地域の住民で構成される自主防災組織による防災・減災活動に必要な事項を定め、「自助」と「互助・共助」とが一体となって、地震などの災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とする。

2. 地区防災計画の位置づけ

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、大正区地域防災計画の中に同計画を規定することにより、大正区地域防災計画と地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、地区の防災力を向上させるものである。

資料 5 3 地区防災計画

2 6 事業者の責務・役割

●基本計画【大阪市地域防災計画 第1部 総則 第1節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割】

事業者は、自助・共助の考え方に基づき、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資器材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練

等への参加その他防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、災害が発生した場合における重要業務の継続又は早期の再開に関する事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) を策定し、企業防災の推進に努めなければならない。

さらに、事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

1. 防災マニュアルの作成

- (1) 事業者は、従業員及び利用者等の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災マニュアルを作成し、周知徹底に努めなければならない。
- (2) 災害時避難所となる学校園においては、学校における平常時の備えや対応の手順等、円滑な避難所運営のための基本的な事項などを定めた大規模災害マニュアルを作成するよう努めなければならない。
- (3) 区役所は、事業者が円滑に防災マニュアル等を作成できるよう支援しなければならない。

2 7 自助のとりくみ

1. 家庭での備え

(1) 家庭での防災会議

災害対策の基本として、連絡方法や避難先、災害時の役割など、ご家族の皆さんでよく話し合い□にチェックをするなど確認しておきましょう。

◆家族との連絡方法や安否確認方法を決める

大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。

NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の

災害伝言板を活用して、家族や友人と連絡する方法を決めておきましょう。

□災害伝言ダイヤルに伝言登録

□災害伝言ダイヤルの伝言再生



◆家族と落ち合う場所を決める

大規模な災害時に備え、あらかじめ家族で落ち合う場所避難先を決めておきましょう。

□津波避難ビルの確認

□避難所の確認



◆家族一人ひとりの役割を決める

ご家族の皆さんで話し合っ災害時の役割を決めておきましょう。

□家族の安否を確認する

□火を消す・ガスの元栓を閉める

□電気器具のコンセントを抜く

□テレビやラジオで情報を確認する

□扉を開けるなど、出入り口を確保する

□非常持ち出し品を確認する

□ブレーカーを落とす



◆個人記録を作成する

あなた自身の情報を記入しておくことにより、緊急時に自分自身の安全を守ることになります。

□名前・住所・電話番号・生年月日・血液型・連絡先など

□持病、かかりつけの病院名・所在地・電話番号、服用している薬の控え

□デイサービスなど、日ごろ福祉施設・団体等の支援を受けている場合の控え



(2) 非常持ち出し品及び非常準備品

ご家庭に備える物は、少なくとも1年に1度は点検しましょう。

◆非常持ち出し品

リュックサックなど、両手が自由に動かせるものに、ご自分・ご家庭にあった必要な物を準備し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。また、家族構成などを考え、無理をせず、自分に可能な重さで、必要最低限なものを準備しておきましょう。

◆非常準備品

災害復旧までの数日間を自足するつもりで備えましょう。

飲料水や非常食、携帯トイレなどは、1週間程度は用意しておきましょう。

非常持ち出し品リスト

〔基本品目 32 点〕 ※大人 2 人分の目安

□非常持ち出し袋	1 個	□包帯 *	2 巻
□缶入り乾パン（110g）	2 個	□三角巾 *	2 枚
□飲料水（500ml ペットボトル）	6 本	□マスク *	2 枚
□懐中電灯	2 個	□常備薬・持病薬など *	適当量
□ローソク	2 本	□レジャーシート	1 枚
□ライター	2 個	□サバイバルブランケット	2 枚
□携帯ラジオ	1 台	□簡易トイレ	2 枚～
□十徳ナイフ	1 本	□タオル	4 枚～
□軍手・手袋	2 組	□ポリ袋	10 枚～
□ロープ 5m	1 本	□トイレットペーパー	1 ロール
□救急袋	1 枚	□ウェットティッシュ	2 個
□毛抜き *	1 本	□現金（公衆電話用の小銭）	約 50 枚
□消毒液 *	1 本	□ガムテープ（布製）	1 個
□脱脂綿 *	適当量	□油性マジック（太）	1 本
□ガーゼ（滅菌） *	2 枚	□筆記用具	1 セット
□ばんそうこう	10 枚～	□生理用品	

* は救急袋の中にいれておく。

〔個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの〕

必需品・貴重品類

- ☐車や家の予備鍵
- ☐予備メガネ
- コンタクトレンズなど
- ☐預金通帳（写）
- ☐健康保険証（写）
- ☐運転免許証（写）
- ☐パスポートなど（写）

赤ちゃん用品

- ☐粉ミルク ☐紙オムツ
- ☐哺乳瓶 ☐母子手帳
- ☐おやつ ☐玩具
- ☐離乳食 ☐着替え
- ☐スプーン ☐ベビーカー
- ☐洗淨綿 ☐おんぶひも
- ☐バスタオル ☐毛布
- ☐ガーゼ

高齢者用品

- ☐高齢者手帳
- ☐おむつ
- ☐着替え
- ☐持病薬
- ☐予備メガネ
- ☐看護用品

※防災用品は、平常時の食料品・日用品ストックを活用したり、アウトドア用品を活用するなど、無理のない範囲で工夫して備える。

※避難の際の持ち出し品は、避難行動にさしつかえないよう限定する。

（備蓄品の参考：危機管理室『市民防災マニュアル』から）



家庭に備えておくもの

避難後に少し余裕がでてから安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、自宅で避難生活を送るうえで必要なもので、救援物資が届くまでの1週間程度、自足するつもりで備えましょう。

〔非常準備品〕

分類	品名
飲料	☐ 飲料水（2Lペットボトル） ☐ 非常用給水袋
衣類	☐ 上着 ☐ 下着 ☐ 靴下
食糧	☐ アルファ化米 ☐ 乾パン・パン缶 ☐ インスタントラーメン ☐ レトルト食品 ☐ 缶詰類 ☐ スープ・味噌汁 ☐ ビスケット・飴・チョコレート ☐ 塩
生活用品	☐ タオル・バスタオル ☐ 毛布 ☐ 雨具 ☐ 予備電池 ☐ 卓上コンロ・ガスボンベ ☐ 鍋・固形燃料 ☐ ラップ・アルミホイル ☐ やかん ☐ 皿・コップ ☐ 箸・スプーン ☐ フォーク ☐ 歯ブラシ・石鹸 ☐ ドライシャンプー ☐ 携帯電話の充電器 ☐ 新聞紙 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 安全ピン
その他	☐ ガムテープ ☐ ブルーシート など

(3) 家具の転倒防止対策・家屋の耐震対策

家具の転倒・落下防止の対策はできることから始めましょう。

- ◆阪神・淡路大震災で亡くなられた方の原因の８８％が、家屋の倒壊や家具の下敷きになったことでした。震災時における家の中での被害をできるだけ小さくするため、各ご家庭で、できることから始めましょう。
- ◆また、昭和５６年（１９８１年）５月３１日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、地震に対して強度がどの程度か調べるのが重要です。

※大阪市では耐震診断、耐震改修の費用の一部の補助を行っています。

詳しくは下記の受付窓口にお問合せください。

大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口

大阪市住宅供給公社（愛称：大阪市住まい公社）

【住所】〒５３０－００４１

大阪市北区天神橋６丁目４番２０号

大阪市住まい情報センター４階〔住情報プラザ内〕

【電話】０６－６８８２－７０５３

【FAX】０６－６８８２－０８７７



2. 地震が起きたら

(1) まずは身を守る

地震が起きたら「まずは自分の身を守る」ことが大切です。

□転倒・落下物の直撃から逃れる

- ・ テーブルや机などの下に入り、座布団・
布団など手近なものでも頭を守る。
- ・ 食器棚、タンスなどから離れる。



□家族の安否確認

- ・ 家族の安否を確認します。
- ・ 家族が外出している時は、事前に決めておいた連絡方法で安否を確認します。

□二次災害を防ぐ

- ・ 地震火災を防ぐため、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす。

□ドアや窓を開けて出入り口を確保し、非常持ち出し品を確認する。

(2) 安全な場所に逃げる

余震やガラスの破片など危険物に注意して避難しましょう。

□避難する

- ・ 安否情報を玄関に表示して避難しましょう。
- ・ 予め準備しておいた避難グッズを持って避難しましょう。

『安否確認表示』を活用しましょう！



※大正区役所では平成25年度に安否を知らせる表示板を作成しました。

※避難所へ向かう際に玄関に表示し、隣近所の安否確認や避難の呼び掛けにお役立てください。

※ひとりで避難することが困難な方や、手助けを必要とする方がいらっしゃいます。日ごろから、声を掛け合うなど、いざというときに備えてください。

□避難場所へ向かう

- ・ 隣近所の安否確認を行いつつ避難しましょう。
- ・ 避難する車で道路が渋滞すると、避難に時間がかかるばかりでなく、緊急車両の通行に支障がでます。車で避難することはやめましょう。

* 大正区には117分で津波が到達します。（南海トラフで発生した津波の場合）
* 少しでも早く津波避難ビルなどの高い場所へ避難しましょう。

みんなで覚えましょう 『地震・津波の1・3・6』

1分以上、大きな揺れが続く地震が発生したときは、津波が来る可能性が高いです。食糧や飲料水、携帯トイレを持って、丈夫な建物の3階以上に避難し、6時間以上待機しましょう。津波は繰り返しやってきます。水が引いたからといっても安心できません。災害情報を入手し、落ち着いて行動しましょう。

大正区役所 防災啓発カード



『地震津波の1・3・6』カード



※名刺サイズなので財布や鞆などに入れておくことができます。

この1・3・6カードを元に、お家や外出先などでお知り合いの方と防災について話し合い、災害発生時に備えましょう。

3. 津波避難ビル・津波避難マップ

大正区では、『津波が発生した場合、どの建物に避難すればよいのか知っている区民の割合80%』を目標として、平成24年度に各連合振興町会と建物所有者、区役所の協働で『津波避難マップ』を作製しました。いつ来襲するか予測の出来ない津波に対応できるよう、また被害を最小限に抑えるため訓練や確認をできるように作られています。

津波避難マップ(サンプル)



4. 感染症対策を講じなければならない場合の避難行動

新型コロナウイルス感染症といった感染症対策を講じなければならない場合は、安全な自宅での「在宅避難」や、安全な親戚宅・知人宅などへの「分散避難」について、予め検討をしておきましょう。

資料 「新型コロナ禍等で災害が起きた場合は…

～あらかじめ、「在宅避難」・「分散避難」のご検討を～

付属 (東海地震編)

警戒宣言発令時における対応計画

大阪市大正区役所

1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策】

第1節 災害対策警戒本部の設置

- (1) 東海地震注意情報の受理から警戒宣言が発せられるまでの間、大阪市・区災害対策本部（以下「市・区警戒本部」という）を設置する。
- (2) 市・区警戒本部は、発震前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。

第2節 応急対策要員の動員

応急対策を行うに必要な職員の動員配備の時期は、判定会招集連絡報を受理したときとし、その規模は、おおむね4号動員とし、方法等は、大阪市地域防災計画の定めるところによる。

第3節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達

危機管理監は東海地震注意情報を入手したときは速やかに市長、副市長に報告するとともに、各局長等及び区長に伝達する。又、東海地震予知情報を入手したときは、必要に応じて速やかに市長、副市長、収入役に報告するとともに、各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）に伝達する。

伝達を受けた各局長等（各部長）及び区長（区警戒本部長）は、速やかに職員（部員・班員）にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

なお（ ）は、災害対策警戒本部が設置されている場合である。

1. 区警戒本部の設置

- （1）東海地震注意情報の受理から警戒宣言が発せられるまでの間、市警戒本部とともに区警戒本部を設置する。
- （2）区警戒本部は、発震前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。
- （3）区警戒本部組織等については、大正区災害応急対策実施要領の2－1組織体制による。

2. 応急対策要員の動員

東海地震注意情報を市で受理した以降に、市（危機管理監）より動員指令が発せられる。その規模は、おおむね4号動員である。動員の方法等は、「3 動員体制」による。

資料5 勤務時間内における動員指令発令時の庁内放送文例

資料6 動員報告書

3. 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達を受けた区長（区警戒本部長）は、速やかに職員（班員）にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

2 警戒宣言時の応急対策

●基本計画【大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策】

第1節 災害対策本部の設置

- (1) 地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられたとき、直ちに災害対策本部（以下「本部」という）を設置するとともに、東南海・南海地震の発生について警戒する。
- (2) 本部の組織・運営方法については、大阪市災害対策本部条例及び大阪市地域防災計画の定めるところによる。

資料1 大阪市災害対策本部組織図

1. 区本部の設置

- (1) 地震防災対策強化地域に対して、警戒宣言が発令されると直ちに、市本部とともに区本部を設置する。
- (2) 区本部の組織・運営方法については、大正区災害応急対策実施要領による。

資料2 区本部の組織図

資料3 区本部の班名及び事務分担

●基本計画【大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策】

第2節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達

1 職員に対する措置

危機管理部長は、警戒宣言を入手したときは、速やかに市長、副市長に報告するとともに各部及び区警戒本部に伝達する。

また、東海地震予知情報を入手したときは必要に応じ、速やかに本部長、副本部長に報告するとともに各部及び区本部に伝達する。

伝達を受けた各部長等は速やかに部員にその内容を周知するとともに、適切な措置を講じる。

2 市民に対する周知

報道機関のラジオ・テレビ放送により、かなり周知されるが、同報無線を用い、その徹底を図るとともに、必要に応じ広報車、航空機を用いるほか区本部、消防署等が警察署等関係機関と連携し、あるいは自主防災組織等の協力を得て市民に等に伝達する。

資料5 勤務時間内における動員指令発令時の庁内放送文例

2. 職員に対する措置

- (1) 区警戒本部長は、危機管理部長から警戒宣言の伝達を受けたときは、速やかに職員（班員）にその内容を周知するとともに適切な措置を講じる。
- (2) 区本部長は、危機管理部長から地震予知関連情報を入手したときは、速やかに職員（班員）にその内容を周知するとともに適切な措置を講じる。

●基本計画【大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策】

第3節 広報

1 広報の開始時期

広報の実施は、原則として警戒宣言の発令以降とする。

2 広報の内容

- （1）警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の内容
- （2）東海地震による大阪市への影響
- （3）市民・事業者等がとるべき措置

その他必要と認めること

3 広報の方法

- （1）報道機関への発表
随時、市政記者クラブを通じて行う。
- （2）同報無線の使用
- （3）本誌の提供するテレビ・ラジオ番組の利用
- （4）各種広報印刷物の発行
- （5）広報車、航空機の利用

4 放送時期に関する協力要請

警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会大阪放送局及び民間放送8社に対し、「災害時における放送要請に関する協定」により前記2（広報の内容）の放送を要請する。

3. 市民に対する周知

報道機関のラジオ・テレビ放送により、かなり周知されるが、同報無線を用い、その徹底を図るとともに、必要に応じて警察署等関係機関と連携し、あるいは自主防災組織等の協力を得て区民等に伝達する。

●基本計画【大阪市地域防災計画 付属（東海地震編）警戒宣言発令時における対応計画 第4章 警戒宣言時の応急対策】

第4節 応急対策

1 本市における応急対策

警戒宣言時において、本市のなすべき応急措置は、次のとおりとする。

（1）共通事項

ア 一般事項

（ア） 職員への情報伝達

各部・区本部においては、的確かつ迅速に情報内容を部員・班員に周知する。

（イ） 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の点検等

各部、各区本部においては、あらかじめ定められた各部・区本部の応急対策の内容を確認のうえ、必要な箇所へ配置するなど、直ちに対策の実施に移る。

（ウ） 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務態勢をとる。

（エ） 職場の安全措置

職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒防止、出荷危険場所の安全措置、その他の職員の安全のための措置を講じる。

（オ） その他の措置

自家用発電機、消防設備、無線設備の非常電源を点検して作動できる状態にしておく。

イ 市民利用施設の管理

（ア） 警戒宣言の伝達

施設の利用者、来場者等への警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。この場合、

これらの人々が混乱状態に陥らないように十分配慮する。

（イ） 緊急避難施設の点検

非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発震時の来場者の避難に万全を期す。

（ウ） 火気の使用上の注意

火気を使用する場合には、近くに消火器を配置するなど、発震時の火災防止に万全を期す。

（エ） 市主催の各種行事等

中止することを原則とする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当局は、現場の状況に応じ請負者の責任において次の措置を講じさせる。

（ア） 建設機械類の危険防止措置

（イ） 工事箇所の崩壊・倒壊・落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置

（ウ） 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置

（エ） 工事監督者・作業員の安全確保と現場巡視

（2）各区本部の応急対策

主な応急対策	公共施設等応急対策・対応措置
○平常どおり業務を行う	〈区民センター等市民利用施設〉
○市本部との連絡に関するこ と	○「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる
○東海地震予知情報等の収集 及び連絡に関するこ と	〈保健福祉センター〉
○東海地震予知情報等の広報 に関するこ と	○集団を対象とした事業は、原則として中止する。
	○薬品等の保管は発震時の安全を考慮する
	○環境衛生対策班及び食品衛生対策班を速やかに編成し、 出動できるよう準備する
	○関係機関に医療救護班の編成を要請する。

4. 応急対策（共通事項）

（１）一般事項

ア 職員への情報伝達

各部・区本部においては、的確かつ迅速に情報内容を班員に周知する。

イ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材の点検等

あらかじめ定められた区本部の応急対策の内容を確認のうえ、必要な箇所へ配置する等、直ちに対策の実施に移る。

ウ 通常業務の確保

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務態勢をとる。

エ 職場の安全措置

職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他の職員の安全のための措置を講じる。

オ その他の措置

自家用発電機、消防設備、無線設備の非常電源を点検して作動できる状態にしておく。

（２）市民利用施設の管理

ア 警戒宣言の伝達

区民センター等の市民利用施設では、利用者、来場者等への警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。この場合、これらの人々が混乱状態に陥らないように十分配慮する。

イ 緊急避難設備の点検

非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発震時の来場者の避難に万全を期す。

ウ 火気の使用上の注意

火気を使用する場合には、近くに消火器を配置する等、発震時の火災防止に万全を期す。

エ 市主催の各種行事等

中止することを原則とする。

5. 応急対策（区本部）

（１）主な応急対策

ア 市本部との連絡

イ 東海地震予知情報等の収集及び連絡

ウ 東海地震予知情報等の広報

(2) 公共施設等に関する応急対策・対応措置

ア 区民センター等市民利用施設

- ・「市民利用施設の管理」に準じた措置をとる。

イ 保健福祉センター

- ・ 集団を対象とした事業は、原則として中止する。
- ・ 薬品等の保管は発震時の安全を考慮する。
- ・ 環境衛生対策班及び食品衛生対策班を速やかに編成し、出動できるよう準備する。
- ・ 関係機関に医療救護班の編成を要請する。

付属

南海トラフ地震防災対策推進計画

大阪市大正区役所

1 地震発生時の応急対策

●基本計画【大阪市地域防災計画付属 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2章 地震発生時の応急対策等】

第1節. 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第2部災害予防・応急対策 第1章 活動体制」によるものとする。

第2節. 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第2部 災害予防・応急対策」によるものとする。

1. 区本部の組織・地震発生時の応急対策

- (1) 地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに災害
応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、
「2 組織体制」及び「3 動員体制」によるものとする。

- (2) 地震発生時の応急対策については、「2 組織体制」以降によるものとする。

また、深夜時間帯等の勤務時間外においては、大災害発生時の参集条件が極めて厳しい
ものとなることから、少数体制で対応する初期初動計画である「大阪市大正区災害（緊急）
対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編（勤務時間外）】」によるものとする。

資料 大阪市大正区災害（緊急）対策本部 行動計画表【南海トラフ地震編（勤務時間外）】